

消防の動き



2014
6
No.518

- 消防団を中核とした地域防災力充実強化大会について
- 「石油コンビナート等防災体制検討会報告書」の概要について
- 平成25年度緊急度判定体系に関する検討会報告書について



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



特報1	消防団を中核とした地域防災力…… 4 充実強化大会について
特報2	「石油コンビナート等防災体制…… 7 検討会報告書」の概要について
特報3	平成 25 年度緊急度判定体系に…… 12 関する検討会報告書について

平成 26 年 6 月号 No.518

巻頭言 安全で安心して暮らせるまちの実現に向け（相模原市消防局長 岩田 進一）

Report

危険物施設に設置する高発泡消火設備の技術基準のあり方に関する検討報告書の概要 ……	16
大規模地震を想定した消防庁図上訓練の実施概要 ……	18
消防団の充実強化に向けた地域における新たな取組 ……	20
「高齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会」の概要 ……	21

Topics

第66回全国消防長会総会における消防庁長官挨拶 ……	24
国際消防救助隊IER受検チームの発足 ……	26
平成26年春の消防関係叙勲並びに褒章伝達式 ……	27

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊車両（拠点機能形成車）の配備について ……	28
------------------------------	----

先進事例紹介

大沢野女性分団による火災予防への取組（富山市消防団） ……	30
地域住民の安全・安心の確保を目指して（兵庫県 南但消防本部） ……	32

消防通信～望楼

瀬戸市消防本部（愛知県）／泉州南広域消防本部（大阪府）／ ……	34
大和市消防署（神奈川県）／川西市消防本部（兵庫県）	

消防大学校だより

平成26年度中の講師派遣について ……	35
緊急消防援助隊教育科指揮隊長コース(第11回) ……	36

報道発表等

最近の報道発表について（平成26年4月28日～平成26年5月26日） ……	37
---------------------------------------	----

通知等

最近の通知 ……	38
広報テーマ（6月分・7月分） ……	38

お知らせ

6月8日～14日は「危険物安全週間」 ……	39
津波による災害の防止 ……	40



■ 表紙
本号掲載記事より

安全で安心して暮らせる まちの実現に向け



相模原市消防局長 岩田 進一

相模原市は、神奈川県北西部に位置し、北は東京都、西は山梨県と接しており、東京都心からもアクセスが良い位置にあり、首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として発展を続けていくため、成長戦略を持った都市基盤整備や産業を中心とした新たな拠点づくり、にぎわいのあるまちづくりに取り組んでいます。

近年では、小惑星探査機「はやぶさ」の研究拠点である宇宙航空研究開発機構（JAXA）のある都市としても知られるようになりましたが、昨年9月に発表された本市へのリニア中央新幹線中間駅の設置、本年6月には神奈川県中央部を南北に走るさがみ縦貫道路（圏央道）の市域内全線開通等、更なる発展と変革の時期に、市制施行60周年を迎えています。

本市消防局といたしましては、局の運営方針の基本目標である「市民が安全で安心して暮らせる都市さがみはらの実現」に向け、72万人市民の安心、安全への期待に応えるために、職員747名を擁し、4消防署、14分署、2出張所、1救急派出所を配して、あらゆる防災・減災対策を推進しています。

本年度は、消防力整備計画に基づき、津久井消防署、相原分署、（仮称）青根分署の整備を進め、消防力の強化に取り組むほか、9月1日の防災の日には、今後発生が懸念される首都直下地震や東海地震等による被害を最小限に食い止め、市民との連携強化、広域防災体制の充実を図るため、市内の在日米軍の施設のひとつである相模総合補給廠（在日アメリカ陸軍補給施設）の一部返還予定地において、九都県市による合同防災訓練を実施します。また、来年1月29日、30日には、救急隊員等が集い、全国の先進的な救急医療に関する研究発表や意見交換を通じて、消防機関の行う救急業務の充実と発展に資することを目的として「第23回全国救急隊員シンポジウム」を開催いたします。

消防団との連携強化に資する取組といたしましては、本市の消防団は、平成18、19年の市町合併時から5団体で災害等に対応しておりましたが、平成24年に指揮命令系統の一元化等を図るため、1団6方面隊体制へと組織を再編し、火災や地震等の災害時への対応を強化いたしました。

未曾有の大規模災害である東日本大震災から3年が経ちましたが、本市といたしましては、全国の市町村をはじめ、国、県、防災関係機関等との連携強化を図りながら、更なる防災意識の高揚と減災への備えを万全にしていまいりますので、消防行政に関わる皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

消防団を中核とした地域防災力充実強化大会について

地域防災室

消防庁では、昨年12月に成立した消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を受けて、消防団充実強化対策本部を設置し、消防団員の加入促進、処遇の改善、装備・教育訓練の充実強化等について強力に取り組んでいるところです。

同法の趣旨を踏まえて、本年8月29日には、日本消防協会が中心となって、「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」が開催されます。大会の概要は次のとおりです。

日本消防協会

消防団を中核とした地域防災力充実強化大会

1 大会趣旨

昨年の臨時国会で「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立しました。

これは、地域防災の中核である消防団の充実強化を進めるとともに、消防団が重要な役割を果たしながら、地域の企業、各種団体はもとより、サラリーマン、女性、若者などを含む住民の皆さんの総力を結集して、地域防災力の充実強化を推進しようとするものです。これまでにない画期的な法律です。

この法律の趣旨をいかして、お一人お一人の安全を確保するためには、広く皆様のご理解を頂き、そのご参加のもとで国民運動的な盛り上がりを進めることが必要です。

この大会は、その第一歩です。

2 大会発起人（五十音順）

・石原信雄氏（元内閣官房副長官）

- ・陣内孝雄氏（全国防災協会会長）
- ・清家 篤氏（日本私立大学団体連合会会長、慶應義塾長）
- ・高井康行氏（全国社会福祉協議会副会長）
- ・西元徹也氏（元防衛庁統合幕僚会議議長）
- ・野田 健氏（元内閣危機管理監）
- ・福地茂雄氏（元日本放送協会会長：発起人代表）
- ・室崎益輝氏（消防審議会会長）
- ・横倉義武氏（日本医師会会長）

3 日時・場所

- ・平成26年8月29日（金）13時30分から16時まで
- ・東京国際フォーラム 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

4 大会内容

（司会進行）平野啓子氏（語り部・かたりすと）

(1)開会

(2)活動事例発表（詳細は別紙）

- ①女性防火クラブによる災害時初動体制の整備など
地域防災力強化：福岡県福岡市
- ②震度6強を想定した総合防災訓練：東京都墨田区
- ③特に医療関係機関との連携：茨城県日立市
- ④特に福祉施設との連携：福島県桑折町(こおりまち)
- ⑤消防団など地域が協力する水防活動：茨城県龍ケ崎市
- ⑥消防団が中心の津波防災対策：高知県黒潮町
- ⑦消防団を中核とした地域防災力の充実強化：愛媛県松山市
- ⑧女性消防団員による防火防災のPR劇：三重県津



市

⑨少年消防クラブの防火防災活動

- ・宮城県気仙沼市（防災学習）
- ・埼玉県三郷市、東京都麴町（軽可搬ポンプ操作）

⑩女性消防団員による応急手当体操：奈良県奈良市

⑪総括コメント

(3)会場内意見交換

(4)大会締めくくり

5 大会参加者

地域防災力に関係する各種団体等の皆さんと参加ご希望の一般の皆さん。

大会に関する問い合わせ先

公益財団法人 日本消防協会 佐藤

T E L 03-3503-3049

(別紙) 活動事例発表

(女性防火クラブによる災害時初動体制の整備など地域防災力強化)

○福岡県福岡市

市内玄界島では、平成17年の福岡県西方沖の地震体験を活かし、離島であるため消防隊が到着するまで30分以上の時間を要し、また、島民の大半が漁業者で、若い男性が漁に出ていることが多く、日中に災害等が発生した場合、島に残っている女性たちが中心となって高齢者や子供たちを守らなければならないことから、玄界島女性自衛消防隊防火クラブは、災害時の初動対応から後方支援活動まで幅広い防災活動を行っている。

(震度6強を想定した総合防災訓練)

○東京都墨田区

墨田区では、毎年防災訓練を行っており、昨年は東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3、震度6

強の地震により、家屋及び商業施設の倒壊、火災、道路の亀裂、障害物の散乱、堤防や橋梁の損壊、道路・鉄道等の交通網の遮断、電気、ガス、水道、電話などの生活関連施設の被害が発生したとの想定で、36機関が参加する総合防災訓練を行っている。

(特に医療関係機関との連携)

○茨城県日立市

日立市では、毎年大規模なトリアージ訓練を行っており、昨年は医師会、歯科医師会、薬剤師会、日立総合病院DMA Tチーム、保健所、市保健福祉部、県防災航空隊、消防本部、消防団、県警、女性防火クラブ、自主防災組織、日立電鉄交通サービスなど約300人参加のもとで、大規模災害発生時の情報伝達、各関係機関の参集、関係者の協力による救出・救護・トリアージなどの訓練を行っている。

(特に福祉施設との連携)

○福島県桑折町

桑折町消防団においては、毎年、特別養護老人ホームで夜間に火災が発生したことを想定して、消防団員が主体（52人参加）となって、施設に入居している要支援者をシートや担架を利用して、避難誘導を行ったり、ベットから車いすに移動して避難する訓練を行っている。

(消防団など地域が協力する水防活動)

○茨城県龍ヶ崎市

龍ヶ崎市は、昭和56年8月に発生した小貝川堤防決壊（いわゆる竜ヶ崎水害）で、家屋半壊42棟、床上床下浸水1,215棟、浸水面積は市の面積の4分の1が浸水し、負傷者2名の被害が生じたが、消防団員延べ4,000人を動員し、被害を最小限に抑えた。この水害を教訓として本年度は、河川管理者との協力のもと、消防団が主体となり、局地的な集中豪雨や急激な河川の増水によって発生する水害に対し

て、迅速的確な体制づくりを進めることとしている。

(消防団が中心の津波防災対策)

○高知県黒潮町

黒潮町では、南海トラフ地震が発生した場合「最大震度7、最大津波高が日本最大の34m」という厳しい被害想定がある。地元消防団は「自分の町は自分で守る」という精神で南海トラフ地震としっかりと向き合い、「一人の犠牲者も出さない」防災文化のまちづくりを行政と一体になって進めている。

(消防団を中核とした地域防災力の充実強化)

○愛媛県松山市

松山市では、消防団が多彩な活動をしているほか、消防団員を市全体で応援する「まつやま だん団プロジェクト」(消防団応援の店)を創設し、200を超える事業所が消防団員を応援する支援策を講じている。また、職種、年齢、性別などの特徴を活かした「機能別消防団員(郵政団員、大学生団員、事業所団員、鳥しょ部の女性消防団員)」を全国で初めて導入するなど、中核となる消防団員の確保のため、市民、企業、団体等が全体で消防団を支え、応援する仕組みを創り、市民の消防団活動への理解を高める様々な対策を行っている。

(女性消防団員による防火防災のPR劇)

○三重県津市

津市女性消防団員は、「火災無子の防災教室」という防災劇で、子供からお年寄りまで楽しんで頂きながら、「地震が起きたらどうするか」の問題を提起し、「自分の命は自分で守る」ことの大切さを訴えている。

(少年消防クラブの防災活動)

○宮城県気仙沼市

階上中学校少年消防クラブは、9年前から学校全体

で総合防災学習に取り組んでおり、年間35時間の学習により、自助、共助、公助について3年サイクルで学習している。特に、総合防災訓練では生徒たちが、救出班、救護班、テント・トイレ班、炊き出し班、避難所班の5つの班に分かれて「私たち中学生が災害時にできること」を重点に積極的に参加している。

(少年消防クラブの防火防災活動)

○埼玉県三郷市

三郷市少年消防クラブは、幼少の頃から消防・防災に関する知識と技能を習得して、命と暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、軽可搬ポンプの操法訓練などを通し、規律や防火マナーを身につけ、将来の地域防災を担う人材への成長をめざしている。

(消防少年団の防火防災活動)

○東京都麹町

麹町消防少年団は、小学校1年生から中学校3年生までの少年少女55名により組織されており、防火防災に関する科学的知識と軽可搬ポンプの操法などの技術を習得し、団体活動を通して規律や礼儀を守る習慣を身につけるとともに、地域社会に奉仕する心を養い、健全な心身を持つ少年少女を育成することを目的として防火防災活動を行っている。

(女性消防団員による応急手当体操)

○奈良県奈良市

奈良市女性消防団員が安全確認、反応確認、胸骨圧迫、人工呼吸など応急手当の動作を取り入れた「やまとなでしこ体操」を創作し、体操しながら救命講習の流れを体得できるようにしている。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 佐藤、岡地、鷹嵩
TEL: 03-5253-7561

「石油コンビナート等防災体制検討会報告書」の概要について

特殊災害室

1 はじめに

東日本大震災及びその後において発生した石油コンビナート災害では、大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、更には石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）の外部にまで影響が及ぶ事案も発生しています。

平成24年中に発生した死傷者を伴う事故や大規模な爆発を伴う事故（詳細は「石油コンビナート等防災体制検討会報告書」の6ページを参照）を踏まえ、石油コンビナート等防災体制の強化・充実のため、平成25年度の「石油コンビナート等防災体制検討会（座長：小林恭一東京理科大学大学院教授）」では、次の2点について検討を行い報告書としてまとめましたので、その概要について報告します。

- (1) 石油コンビナート等防災本部のあり方について
- (2) 自衛防災組織等の防災活動の手引きの見直し

2 「石油コンビナート等防災本部のあり方について」の概要

(1) 背景～最近の事故事例から見た石油コンビナート等防災本部等に求められる活動・業務～

石油コンビナートは、大量の石油や高圧ガス等を取り扱っているという特殊性に鑑み、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）により石油コンビナートの防災について、消防法、高圧ガス保安法等の関連法令と相まって、平時の予防、異常時の初動対応、事故の拡大防止や被害の軽減、復旧など、災害のフェーズに応じて総合的な対策の推進を図るよう求められています。

石油コンビナートでは災害が発生し、その災害の影響

が広範囲に渡る場合には、収束まで長時間を要すること、周辺住民等への健康影響等のおそれがあることから、石災法により特別防災区域を指定し、当該区域に所在する特定事業所を設置している者（特定事業者）に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の配備、防災管理者の選任及び防災規程の作成等を義務づけています。さらに、特別防災区域が所在する道府県では、石災法第27条に基づく石油コンビナート等防災本部（石災法第30条に基づく防災本部の協議会を含む。以下「防災本部」という。）を中心とした、関係機関を交えた一元的な防災体制が確立されています。

平成24年の特別防災区域内の特定事業所で発生した事故を見ると、総件数は248件であり、地震及び津波による事故を除くとこれまで最大の発生件数となりました。その内訳は、火災99件、爆発6件、漏えい131件、その他12件です。これらの多くは小規模のものですが、中には大規模な爆発、火災の延焼等により死傷者の発生、当該事業所の敷地外、更には特別防災区域の外部にまで影響が及ぶ事案も発生しました。

防災本部等の活動に着目した検証を行うため平成24年に発生した次の4つの事故事例（事故の詳細は報告書を参照）について検討しました。

- ・コスモ石油(株)千葉製油所アスファルト流出事故（千葉県）
- ・(株)日本触媒姫路製造所爆発火災（兵庫県）
- ・三井化学(株)岩国大竹工場製造施設爆発火災（山口県）
- ・沖縄ターミナル(株)原油漏洩事故（沖縄県）

その結果、関係機関との連絡調整をつかさどる防災本部や関係機関の防災活動については、次の観点からの充実強化が必要とされました。

- ①関係機関の情報共有
- ②関係機関の連携体制



③住民等への情報伝達

④教育・訓練体制の充実

(2) 石油コンビナート等防災本部等の防災体制のあり方

前記①から④に関し、次のとおり提言をとりまとめました。

ア 関係機関の情報共有

事故の初期段階において、応急対策上必要な情報^{*1}を把握し、消防機関をはじめ、保安や環境等を担当する関係機関等と共有することが必要です。

※1 応急対策上必要な情報： 要救助者の有無、発災場所の位置や周辺施設の状況、プラントの温度や圧力（通常時、発災時）、取扱物質や中間生成物の情報、消防活動上配慮が必要な情報（可燃性物質・毒劇物・放射性物質等の情報、注水の可否の情報等）、主な貯蔵取扱施設や防災施設の位置や概要等、有害物質の漏えいや飛散物等による外部への影響の可能性等

このため、現場活動を行う関係者に速やかに応急対策上必要な情報が提供されるよう、特定事業所の協力を得ることができる仕組みをあらかじめ構築することが重要です。

具体的な事例としては、兵庫県石油コンビナート等防災計画において「特定事業所は災害時の防災関係機関との連携責任者を定め、必要な情報の提供や説明を行う」旨を明記している例、山口県と広島県にまたがる岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画において「現地連絡室」を事業所内に設置」とし、情報提供責任者をあらかじめ定めるとしている例があります。また、神奈川県川崎市においても、従前から同様の制度（消防技術説明者制度）の導入を特定事業者に指導しています。

石災法第24条の2^{*2}の情報提供の要求に対応する事項については、明示的な規定がないのが現状です。そのため、防災規程に石災法第24条の2に規定する情報提供の要求に対応することについて明確に規定することが妥当です。

※2 石油コンビナート等災害防止法 (情報提供の要求)

第24条の2 災害の現場においては、市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。次条において同じ）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。次条において同じ）の職員は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に対して、当該特定事業所の構造、救助を要する者の存否その災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができる。

イ 関係機関の連携体制

防災本部は、石災法の規定に基づき33の道府県に置かれている組織で、本部長は当該防災本部を設置する都道府県の知事、本部長は国の機関、自衛隊、警察、市町村長、消防長、特定事業所の代表者等と規定され（石災法第28条）、防災本部として必要な機関との一元的な連絡調整ができるように配慮されています。平成24年の沖縄ターミナルの浮き屋根沈没事故のようなケースは、安全確保等のために必要な資機材の調達等様々な連絡調整が必要となるほか、事態収集に向けた専門家等の知見や周辺住民に対する情報提供等が求められることから、防災本部の機能を積極的に活用できる例であったといえます。

また、応急対応のフェーズだけでなく、応急対応後において発災事業所に対する報告の徴収（石災法第39条）、立入検査（石災法第40条）の規定を活用し、関係機関と連携した再発防止策の策定、事業者の指導など必要な対応を行うことも可能です。(株)日本触媒の爆発火災では、事故の後で兵庫県の防災本部が事故の検証を実施するとともに、その教訓を同県の石油コンビナート等防災計画の改定に反映させています（経過内容は報告書を参照）。

ウ 住民等への情報伝達

近隣の住民等への情報の伝達については、コンビナート事故があったこと、取り得る避難等の方法を伝達する必要がありますが、その判断をするためには前記アに示す関係機関の情報共有が重要です。これらの情報をもと

に、市町村長が速やかに判断をし、住民に伝達することとなります。この際の伝達方法はいわゆるプッシュ型の伝達方法となりますが、住民が取り得る対処は実質的に屋内退避や避難に限られることを踏まえた適時適切な伝達を行う必要があります。

また、マスクや医薬品等の物資の配布、インフラの被害状況や給水車の巡回情報、環境モニタリングの実施結果等の情報提供についてもあらかじめ検討しておく必要があります。

平成24年度の石油コンビナート等防災体制検討会において、周辺の住民等に対しては次のような観点からの適切な情報伝達及び避難誘導等が必要としています。

- 危険の種類（火災、爆発、漏えい（可燃性物質、毒劇物、放射性物質等）の別）
- 危険の及ぶ範囲（距離、標高、風向き等）とこれに応じた避難や屋内退避の対象範囲
- 危険の種類に対応した住民等の対処法（避難場所の位置、屋内待避の可否等）
- 必要な生活情報の提供（避難所・医療機関の情報、高齢者や乳幼児等の受入対応、マスクや医薬品等の物資配付の情報、インフラ被害の状況、給水車等の巡回情報等）
- 火災や漏えい等の事故収束の見通し、流出・拡散した物質の希釈や回収など復旧の見通し等
- 周辺地域に影響が及ぶ場合のモニタリングの実施と公表等

エ 教育・訓練体制の充実

前記アからウを踏まえ、実際に発生した事故や自然災害の状況を参考に、対処すべき内容を想定して、石油コンビナート等防災計画の充実化を図るとともに、関係機関を含めた防災訓練を実施することが必要であるといえます。特に、情報を共有する機関の選択、住民広報のタイミング、伝達手段や伝達内容の選定等についても訓練により関係者の練度を高めていくことが重要です。

また、新たに導入された大容量泡放射システムの運搬、運用訓練については、実働を伴う訓練はその負担も大きいことから回数が限られることも考えられますが、それ

を補完する観点からも、防災アセスメント等を積極的に活用し、様々な状況を想定した図上訓練を行い、ケーススタディを進めておくことが有効であると考えられます。

今後の訓練の方向性としては、関係機関との連携を深め、災害対応にとどまらず、エネルギー・産業基盤である石油コンビナート等の機能維持等の観点を盛り込んだ訓練へ発展させていくことも考慮すべきであると考えます。

3 「自衛防災組織等の防災活動の手引きの見直し」の概要

(1) 背景

石油コンビナートにおける災害には、自衛防災組織等による迅速かつ適切な対応が求められています。

消防庁では、昭和58年に「自衛防災組織等の防災活動の手引き（屋外タンク編）」を、昭和59年に「自衛防災組織等の防災活動の手引き（プラント編）」をそれぞれ作成し、特定事業者の防災体制の整備等の参考としてきました。その後、東日本大震災をはじめとする様々な大規模災害の経験、石油コンビナート等災害防止法等の関係法令の改正など、自衛防災組織等に関係する制度や防災活動に関する多くの知見が蓄積されてきたことから、これら「自衛防災組織等の防災活動の手引き」（以下「手引き」という。）を抜本的に見直しすることとしました。

(2) 構成

手引きの項目とその内容については次のア～オのとおりです。

ア 自衛防災組織等のあらまし

昭和57年以降の関係法令の改正等を踏まえ、防災資機材等の備え付けるべき台数や防災要員の人数、放水能力等について修正しているほか、平成15年の十勝沖地震に伴って発生した苫小牧での浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災を教訓として、事業者に設置が義務づけられた大容量泡放射システムや、これを運用するための広域共同防災組織に関する内容、省力化された防災資機材等について整理を行っています。

イ 防災活動



(ア) 共通事項

災害に対し、共通となる防災活動の内容及び留意事項等を取りまとめて記載しています。具体的には、消防機関への通報、関係機関等に対する情報提供、指揮本部の設置、関係機関等との連携・協力、安全管理となっています。

事業者から消防機関等の関係機関等に対する情報提供は、安全の確保、効果的な防災活動等の観点からも極めて重要です。情報提供を適切に実施するための方策について、具体的な事例（平成24年に発生した化学工場の爆発火災事故の教訓を踏まえた対応を含む。）も踏まえて記載しています。

また、災害対応において、関係機関等が災害発生時にどのような役割を担っているのかを知ることが連携や協力をスムーズにすることにつながることから、関係機関等の業務について整理しています。

(イ) 施設別事項

貯蔵施設と製造施設等の施設別に分類し、それぞれの施設ごとに火災、爆発、漏えい等の事故種別に分類して防災活動上の留意事項等を整理しています。

特に、貯蔵施設における「火災に対する応急措置及び防災活動」では、大容量泡放射システムの内容とあわせて、タンク火災の対応に不可欠なタンクの冷却に関する内容を充実させています。

また、今後発生し得る大規模地震等により、公設消防機関の到着が見込めない場合や、防災資機材等の不足によって消火作業が現実的ではない場合等においては、周辺への延焼危険を排除して制御された状態で自然鎮火させるという、一般的にガスタンクの火災で用いられる戦術について、状況に応じて石油タンク火災でも検討する必要があることを明確にし、その場合は、冷却活動や隣接タンクの内容物の移送等に配慮し、種々の被害の局限化方策を検討する必要があるということを記載しています。

近年、屋外貯蔵タンクにおいて、内部浮きぶたの沈降や浮き屋根の沈降事例が報告されていますが、これらは爆発火災や全面火災に進展する可能性の高い事故であることから、その対応について、事例を踏まえ詳細に記載しています。

(ウ) 特定防災施設等の応急措置・維持管理

東日本大震災の際、特定防災施設等及び防災資機材等が地震、津波等により、破損したことを受け、破損した際の応急措置や事前対策等について記載しています。

特に、特定防災施設の一つである流出油等防止堤については、破損した場合の応急措置として、土のうを使用する方法が従来から行われてきたところですが、「石油コンビナート等防災施設の耐災害性の確保のための経年劣化に伴う点検基準等のあり方に関する検討会報告書（平成25年12月 消防庁危険物保安室・特殊災害室）」において、ひび割れや開口が生じた場合、土のう単体での止水性能は不十分であり、防水シートや不乾性パテ等の併用をする必要があると報告されたことから、こうした最新の知見を踏まえて記載しています。

また、事業者の実態調査及びヒアリングの結果から、防災資機材等の津波対策として、東日本大震災を教訓として、敷地内に高台を設けて消防車両を避難できるようにしているといった事業者もあることから、良好事例として示しています。

(エ) 大容量泡放射システム

実際に放水した例はないものの、東日本大震災等において、大きな被害を受けた石油コンビナート地域等にシステムを輸送し、設置した貴重な事例がありました。このときの教訓を整理するとともに、当該システムを活用した防災活動及びシステムの輸送にあたっての留意事項等について、事業者へのヒアリング結果等も踏まえて記載しています。

ウ 災害事例

災害事例は、法令改正の契機となったような過去の重大事故については、既存の手引きから引き続き示し、全体としては比較的最近の事例を中心にとりまとめています。

主な記載内容としては、事故が発生したタンクや施設の概要、事故概要、事故原因、事故に至る背景及び問題点等、事故の対応及び経過等であり、消防庁の報告書や各種文献、各事故調査委員会が公表している報告書等をもとにとりまとめています。

エ 防災教育・訓練

自衛防災組織における平素からの防災教育・訓練は極めて重要であり、大規模災害時には、関係機関との連携協力が応急対応の成否に大きく影響するといえます。

東日本大震災の被害を受けたコンビナートにおいては、地震や津波の影響による道路の破損、障害物による消防車両の進入障害等が発生したことを受けて、訓練内容に消防機関や自衛隊等と連携した障害物の除去訓練を取り入れているといった事例もあり、このような他の事業者や関係機関等にとっても参考となる事例を踏まえて、防災教育・訓練の実施上の留意事項等を記載しています。

また、大容量泡放射システムに係る防災訓練は、一般に大規模なものとなるため、訓練場所や費用等の課題が指摘されていることから、効率的な訓練とするための留意事項等について記載しています。

オ 参考資料

石油コンビナート等において防災活動を行うにあたっては、一旦発生すると、その対応が極めて困難となるタンク火災時に生じる諸現象等、タンク火災に関する基礎的な知識を理解しておくことが重要です。また、過去に海外で発生し、重大な被害をもたらした事例等を参考に、想像力を高め、平素からの災害予防や応急対応に役立てることが必要です。

そのため、参考資料においては、石油コンビナート等において発生する可能性があり、かつ、重大な影響を外部に与える影響のある事象として、ボイルオーバー^{※3}、スロップオーバー^{※4}、BLEVE^{※5}等の事象を解説するとともに、危険物タンクの火災形態についてまとめたほか、過去に海外において発生した重大事故について、ボイルオーバー、BLEVE及び蒸気雲爆発の現象が発生

※3 原油等のタンク火災時、高温の重質層が下降、底部の水層に達し水蒸気爆発を起こす現象

※4 原油等のタンク火災時、油表面に放水が行われた場合等において、水分が表面近くの油層内で気化し、油が水と一緒に溢流する現象

※5 沸騰状態の液化ガスが気化して膨張し、爆発する現象

した事例をとりまとめています。

4 その他

今回の報告書を受けて、消防庁から「平成26年3月27日付け消防特第47号、石油コンビナート等における防災体制の充実強化等について（通知）」を発出し、ホームページに掲載しております。

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2603/pdf/260327_toku47.pdf)

5 おわりに

近年の石油コンビナートでの事故は、その発生件数も増加傾向にあり、大きな被害が生じるような事故も見受けられます。平成23年から24年にかけて大きな事故が相次ぎ、さらに、平成26年1月には三菱マテリアル(株)四日市工場において、死者5名を生じる重大事故が発生、さらに同月、新日鉄住金(株)名古屋製鐵所では停電に伴い、コークス炉からの可燃性ガス漏洩を防ぐため、燃焼放散させたことから発生した大量の黒煙により周辺地域に不安を与えた事例も発生しました。

防災本部は事故の発生拡大防止のため、機能を十分活用し、その連絡調整の下で関係機関が連携して対応することが求められます。一方、各防災本部では経験する事故が少ないことを鑑み、消防庁としても防災本部やその関係者がより実践的な対応がとれるよう、情報共有を積極的に行う等、より一層の防災体制の充実強化に資するよう努めて参ります。

また、当該手引きに関しては自衛防災組織等のみならず、関係する組織の活動についても参考となるよう編集しました。石油コンビナート等防災本部等や消防本部におかれましても積極的に活用し、更なる体制の強化、連携の充実に努めていただきたいと思います。

問い合わせ先

消防庁特殊災害室 瀧下
TEL: 03-5253-7528

平成25年度緊急度判定体系に関する 検討会報告書について

救急企画室

1 はじめに

我が国の救急出動件数は、年々増加傾向にあり、平成25年中の救急出動件数は591万5,956件（速報）で過去最多となった。今後も高齢化、核家族化の進行等により、当分増加することが見込まれている。

そうした背景のもと、救急医療に投入できる資源を有効的に配分・活用し、緊急性の高い傷病者を優先して搬送することにより救命率の向上を図るという緊急度判定の基本的な考え方を社会全体で共有することを目的に、消防庁は「平成25年度緊急度判定体系に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催した。今般、平成25年度緊急度判定体系に関する検討会報告書について取りまとめたため、概説する。

2 これまでの検討実績と平成25年度の検討体制

消防庁では平成17年度から、緊急度に応じた救急対応を選択する「緊急度判定」の適切かつ効果的な導入方法について検討を進めてきた。

平成23年度は、住民が、自らの病状の緊急度を判断する参考とするためにWEB上等で利用することを想定した「家庭自己判断プロトコル」、各自治体等に設置されている電話相談窓口の対応者（看護師等）が使用することを想定した「電話相談プロトコル」、消防機関が指令室や救急現場で使用することを想定した「119番通報プロトコル」「救急現場プロトコル」の4つについてVer. 0を策定した（「緊急度判定プロトコルVer. 0」；以下「Ver. 0」という。）。また、傷病者が、最終的に医療機関でどの程度緊急性があったと判断されるかについては、従来一律かつ客観的な基準は存在せず、個々の医

師の判断に委ねられていた。今回の取組では、そうした基準づくりも同時に試み「緊急度検証基準」として策定を行っている。続いて、平成24年度に、実証検証事業として、Ver. 0を神奈川県横浜市、大阪府堺市、和歌山県田辺市にて試行的に運用し、4つのプロトコルを実際に使用したデータを収集した。収集したデータを用い、病院前で各プロトコルを用いて判断された緊急度と、医療機関における最終的な緊急度がどの程度合致しているか横断的に分析することにより、Ver. 0の精度向上に向けた課題の抽出を行った。

平成25年度はこの実証検証事業の結果を受け、各プロトコルの医学的精度を高めるような改良を行うとともに、ニーズの高い症候に関するプロトコルを増設し、「緊急度判定プロトコルVer. 1」を策定した。さらに、緊急度判定の導入及び実運用に向けた課題と改善策の検討を行った。

3 緊急度判定プロトコルの類型と定義

図1 緊急度判定プロトコルの類型と定義

緊急度	定義	各段階のサブカテゴリ定義		
		家庭自己判断電話相談	119番通報	救急現場
赤 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ◆すでに生理学的に生命危機に瀕している病態。 ◆病態が増悪傾向にあり、急激に悪化、急変する可能性のある病態。 ※痛み等のがまんできない訴え、症状についても考慮。 バイタルサイン異常、ひどい痛み、病態の増悪傾向、急変の可能性を総合的に考える。 	赤に同じ	[R1] 心肺蘇生の必要性が高く疑われる病態。	【赤1】極めて緊急性が高い病態であるため、緊急に搬送する必要がある病態。
			[R2] 医学的判断・処置の必要性が高く、その開始までの時間に急を要する病態。	【赤2】緊急性が高い病態であるため、緊急に搬送する必要がある病態。
			[R3] 医学的判断・処置の必要性はR2より低い、迅速な到着と搬送が必要な病態。	
黄 (準緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ◆2時間を目安とした時間経過が生命予後・機能予後に影響を及ぼす病態。 ※痛み等のがまんできない訴え、症状についても考慮。 	黄に同じ	[Y1] 医学的判断の必要性は高いが、R2・3ほどの迅速性は必要ない病態。 [Y2] 医学的判断の必要性はR1～Y1ほど高くないが、2時間以内を目安とした医療機関への受診が必要な病態。	赤ほど緊急性は高くないが、2時間以内を目安とした医療機関への受診が必要な病態。
緑 (低緊急)	◆上記には該当しないが、診察が必要な病態。	緑に同じ	緑に同じ	緑に同じ
白 (非緊急)	◆上記には該当せず、医療を必要としない状態。	白に同じ	白に同じ	白に同じ



緊急度の類型は、傷病者が医師の管理下に置かれるべき時間の観点から緊急度の高い順に「緊急（赤）」、「準緊急（黄）」、「低緊急（緑）」、「非緊急（白）」の4つとし、それぞれに緊急度を表す「色」も表示した。

また119番通報では、医学的判断・処置の必要性と現場までのレスポンスタイム等を基に、「緊急（赤）」と「準緊急（黄）」を細分化し、救急現場についても同様に医学的判断・処置の必要性とそれらの開始までの時間の観点から、「緊急（赤）」を細分化した。（図1参照）

4 検討内容の詳細

① 救急受診ガイド（家庭自己判断）

本ガイドは一般市民が利用するため、利便性を考慮し、最低限必要な症候について作成することとした。Ver. 0で作成していた、最も緊急性の高い9症候及び頻度の高い10症候のプロトコルに加え、東京消防庁救急相談センターに寄せられる相談内容を参考に、追加すべき症候について検討した。最終的にVer. 1には、成人用に23症候、小児用に18症候（成人・小児共用プロトコル8症候含む。）のプロトコルが盛り込まれている。また、住民にも理解しやすいよう平易な表現に変更し、さらに、緊急度が「黄」「緑」「白」に分類された場合、受診科の例として「外科系」、「内科系」、「医療機関案内」を加え、最終的な対応について記載する工夫を行った。（図2参照）

図2 救急受診ガイド2014年版の例

まず、P6の質問を確認してください。

意識がおかしい(大人)

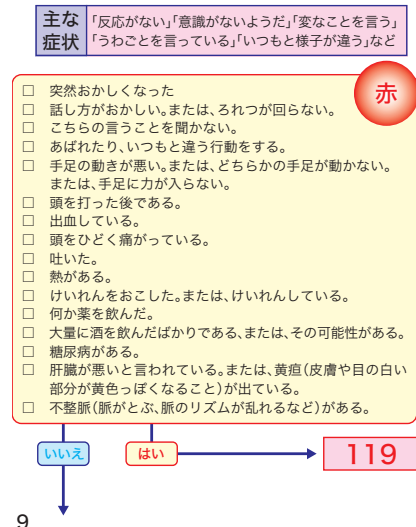


図3 電話相談プロトコルの例

10 構音・構語障害、「声が出ない」(成人)		A	
「うまく声が出ない」「声がかれている」「いつもと違う声でしゃべっている」「呂律が回らない」など			
Q7 主訴に関わる項目の確認(いつから、どの程度の期間など)		想定疾患 脳血管障害・気道の問題など	
Q8 以下の項目に該当するか	はい	選定科の例	想定疾患等
1. (症状は)突然始まりましたか?	はい		脳血管障害
2. 手足に力が入りませんか?(または)手足が動きませんか?	はい		脳血管障害
3. 顔の表情に左右差がありますか?	はい		脳血管障害
4. 息が詰まりそうですか(または)呼吸が苦しそうですか?(Q6の再確認)	はい		気道閉塞
5. 言っている内容が理解できませんか?(理解できないような表情ですか?)	はい		脳血管障害
6. 痙攣(ひきつけ)を起こしましたか?	はい		
7. (症状は)だんだん強くなっていますか?	はい		
8. 熱い空気や煙、ガスなどを吸いましたか?	はい		気道熱傷
Q9 以下の項目に該当するか	はい	選定科の例	想定疾患等
1. 喉の痛みがありますか?	はい	内科	(参照)16咽頭痛
Q10 以下の項目に該当するか	はい	選定科の例	想定疾患等
1. 発熱(38℃以上)はありますか?	はい	内科	(参照)14発熱
2. 風邪のような症状(発熱・悪寒・頭痛・咳・鼻汁など)はありますか?	はい	内科	
3. (以前からある構音・構語障害)以前の状態と同じですか?(または)ひどくなる様子がありますか?	はい	内科	
Q11 以下の項目を再確認する	はい		
1. 高齢者(65歳以上)か?(または)妊婦か?	はい		選択した緊急度をさらに上げることを考慮する。または医師に助言を求める。
2. 歩行不能か?	はい		
上記のすべての項目に該当しない場合(適宜医師に助言を求める)			
現時点で緊急性はありません。ただし症状が悪化した場合や変わらず続く場合には、診療所や病院への受診をお勧めします。			

② 電話相談プロトコル

電話相談窓口にはさまざまな症状に関する相談が寄せられてくると考えられ、かつ、本プロトコルの使用者としては、そうした多様な相談に対して対応可能と考えられる、看護師等一定以上の医学知識を有した者が想定されているため、なるべく幅広く症候を増設することとした。具体的には、日本救急医学会監修「改訂電話救急医療相談プロトコル」に掲載されている症候リストに基づき、成人及び小児の症候を追加した。また、医学的精度を高める観点から、全プロトコルについて一通り内容の見直しを行い、選定科及び想定疾患等についても再度検討を加えた。（図3参照）

③ 119番通報プロトコル

平成24年度の実証検証事業で得られたデータの分析結果では、該当する症候が存在しなかった傷病者のうち、病院で外傷と診断された者が多かったことから、「外傷」のプロトコルを追加した。また、指令室では、部隊出動指令の内容を判断するにあたり、場合によっては、救急車のみならずドクターカーで医師を現場に派遣し、迅速に様々な薬剤の投与を図ったり、P A連携で多くの人員を派遣し、質の高い心肺

図4 緊急度の概念図

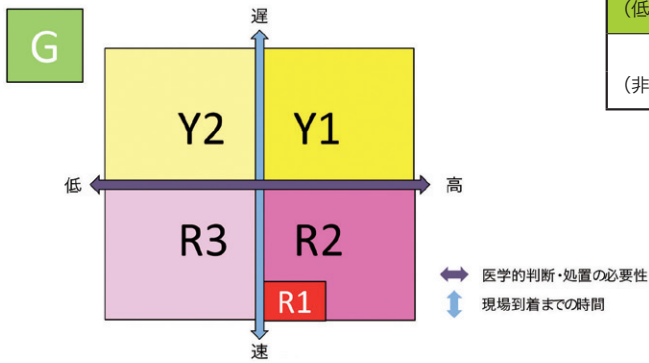


図6 119番通報プロトコルの例

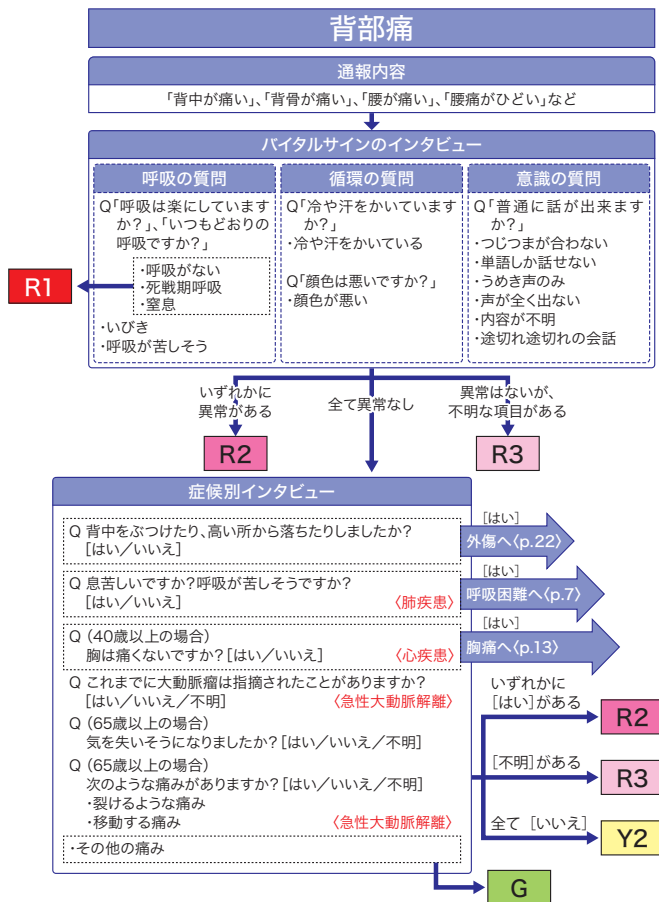


図5 119番通報プロトコルの緊急度の定義

緊急度	サブカテゴリ定義
赤 (緊急)	既に生理学的に生命危機に瀕している病態 病態が増悪傾向にあり、急激に悪化、急変する可能性のある病態
	[R1] 心肺蘇生の必要性が強く疑われる病態
	[R2] 医学的判断・処置の必要性が高く、その開始までの時間に急を要する病態 [R3] 医学的判断・処置の必要性はR2より低い、迅速な到着と搬送が必要な病態
黄 (準緊急)	2時間を目安とした時間経過が生命予後・機能予後に影響を及ぼす病態
	[Y1] 医学的判断の必要性は高いが、R2・R3ほどの迅速性は必要ない病態 [Y2] 医学的判断の必要性はR1～Y1ほど高くないが、2時間以内を目安とした医療機関への受診が必要な病態
緑 (低緊急)	上記には該当しないが、診察が必要な病態
白 (非緊急)	[G] 赤、黄には該当しないが、診察が必要な病態 上記に該当せず、医療を必要としない状態

蘇生を病院到着まで実施し続けたりすることが救命率向上につながる場合がある。そのため、指令室で活用するプロトコルでは「どの程度の早さで現場に到着しなければならないか（現場到着までの時間）」のみならず、「（その早さで）どういった技能を有する者が現場に到着することが必要か（医学的判断・処置の必要性）」の2軸から緊急度のサブカテゴリについて再検討し、6つのカテゴリを設けた。さらに、これらの6つのカテゴリの考え方にに基づき、各プロトコルの質問項目について再度検討を行い、プロトコル修正を行った。（図4、5、6参照）

④ 救急現場プロトコル

平成24年度の実証検証事業で得られたデータの分析結果では、該当する症候が存在しなかった傷病者のうち、病院で外傷と診断された者が多かったことから、「外傷」のプロトコルを追加した。さらに、検証に参加した消防本部の意見や横浜市消防局の119番通報における主訴データ等も参考に、小児の数症候を追加した。また救急現場での判定結果が改訂緊急度検証基準に照らして過小評価されていた症例について逐一個別に検討し、プロトコル内容の修正等を行った。（図7参照）

⑤ 改訂緊急度検証基準

平成24年度に作成された基準について、再度見直しを行った。従来の基準では、緊急度を定める判断材料としてバイタルサイン等が含まれていたが、今年度の議論により、バイタルサインと診断名、処置の一部を削除した改訂緊急度検証基準を策定した。（図8参照）

図7 救急現場プロトコルの例

8	発熱		
症状例	「熱が出た」、「悪寒がする」、「震えている」など		
大項目	緊急度	観察内容	
呼吸	赤1	チアノーゼ	
	赤1	過度の呼吸努力のため、会話できない状態（単語のみ話せる状態）	
	赤1	上気道閉塞（あえぎ呼吸・陥没呼吸・シーソー呼吸等含む）	
	赤1	補助呼吸が必要	
	赤1	呼吸音の左右差	
	赤1	異常呼吸（中枢性呼吸異常・呼吸様式の異常等）	
	赤2	とぎれとぎれの会話	
	赤2	増悪する吸気性喘鳴	
	黄	呼吸苦	
	黄	労作時息切れ	
	黄	努力（様）呼吸	
	黄	吸気性喘鳴	
	判定なし	（該当なし）	
	循環	赤1	ショックの徴候（蒼白・虚脱・冷汗・脈拍触知不能・呼吸困難等）
赤1		起立性失神（急に立ち上がった際に、ふらつき・めまい等の症状とともに失神したもの）	
赤2		起立性低血圧（病歴で確認されたものを含む）（急に立ち上がった際に、ふらつき・めまい等の症状をおこしたもの）	
赤2		坐位・立位での失神様症状	
赤2		低血圧の疑い（正常血圧や患者の予想される血圧よりも低い場合）	
黄		バイタルサインが正常の上限または下限値である場合、特にその患者の通常値とは異なっている場合	
判定なし	バイタルサイン正常		

意識	赤1	舌根沈下
	赤1	持続する痙攣
	赤1	意識レベルが次第に増悪するもの
	赤2	急に出現した短期記憶の新たな障害
	赤2	急に出現した行動の変容
	黄	新たに出現した軽度の意識障害（GCS14・JCS1）
発熱	緑	慢性的な軽度の意識障害（GCS14・JCS1）
	判定なし	
	赤2	発熱がある免疫不全患者（好中球減少症、臓器移植患者、化学療法またはステロイドを含む免疫抑制剤投与中）
	赤2	発熱があり、かつ、心拍数>90またはRR>20
	黄	発熱があり具合悪そうな状態（紅潮、傾眠傾向、不安・不穏状態）
緑	発熱があるが苦痛なく落ち着いた状態	

【2次補足因子】 ※1次補足因子で緊急度「赤1」及び「赤2」に判定されなかった場合に観察する症候に特異な症状等
 特異項目 赤2 点状出血

図8 改訂緊急度検証基準

	赤	黄	緑・白
転帰	CCU入院 ICU入院 死亡	HCU入院 一般病棟入院 高次医療機関へ同日転送	
処置・治療	CPR 除細動・カルディオバージョン 緊急気管挿管 外科的気道確保 人工呼吸 心血管作業薬投与 経皮的冠動脈インターベンション PCPS IABP ペーシング 血栓溶解療法 心臓穿刺 内視鏡的止血術 IVR 来院後6時間以内の緊急手術	胸腔穿刺 ネブライザー 骨折部の牽引・固定 24時間以内の緊急輸血 胃洗浄 内視鏡 輸液 酸素投与 創処置 創縫合 内服以外	左記に該当しない場合

※発症から根本的治療開始までの処置を含む

5 緊急度判定体系の導入に向けて

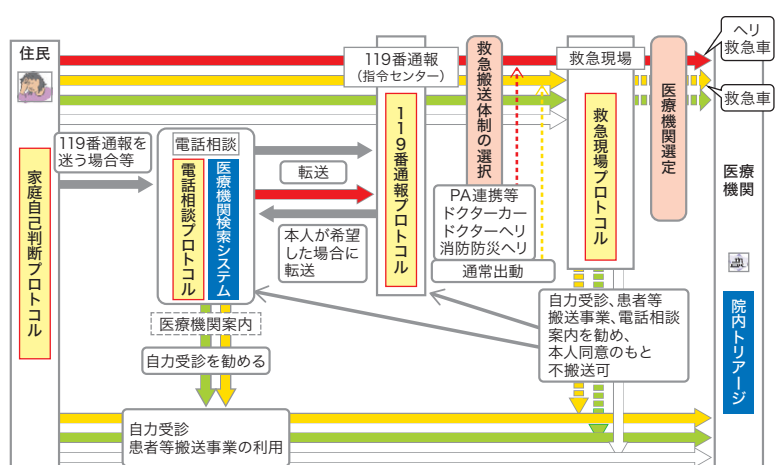
各段階の緊急度判定プロトコルを活用することによって、一定の効果を期待できるが、緊急度判定による最大の効果を目指すためには、社会全体の体系として実現することが重要である。

このような体系（想定図）を実現するためには、各段階の緊急度判定プロトコルとその判定結果等について、消防機関、医療機関、地域のメディカルコントロール協議会、保健衛生部局等で情報共有をするとともに、緊急度に関する共通の理解のもとに、協力、連携を計っていくことが必須となる。

また、地域によって救急医療資源の状況は様々であることを考慮し、緊急度に応じた救急搬送体制、搬送先等については実状にあわせたアレンジを行うことが必要となる。

今後もメディカルコントロール協議会を中心に、各地域の実情に照らした議論が展開されていくことが望まれる。（図9参照）

図9 緊急度判定における段階と緊急度判定・運用体制の想定図



消防庁ホームページ「緊急度判定体系に関する検討会報告書」をご覧ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/kinkyudohantei_kensyo/03/index.html

問い合わせ先
 消防庁救急企画室 日野原、平井、大迫
 TEL: 03-5253-7529

危険物施設に設置する 高発泡泡消火設備の 技術基準のあり方に関 する検討報告書の概要

危険物保安室

1 はじめに

倉庫等の火災に対し、膨脹比80～1,000程度の高発泡泡の泡を大量に放出し埋め尽くすことで効果的に消火することが可能な高発泡泡消火設備が開発されており、ラック式危険物倉庫等に導入することが期待されていることから、消防庁では、「危険物施設に設置する高発泡泡消火設備の技術基準のあり方に関する検討会」（座長：須川修身 諏訪東京理科大学教授）を開催し、実証実験等によりその消火性能を検証して危険物施設における設置のあり方について検討を行い、検討結果報告書を取りまとめました。

ここでは、平成26年3月31日に公表した検討会の報告書の概要を紹介します。なお、報告書の全文については、消防庁ホームページ(http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/kikenbutu_gijutu/pdf/houkokusyo.pdf)を参照してください。

2 検討項目

検討項目については次のとおりです。

- (1) 高発泡泡の消火性能に関する事項
- (2) 高発泡泡消火設備の効果的な消火方法のあり方に関する事項
- (3) (1) 及び (2) を踏まえた高発泡泡消火設備に係る技術基準の策定に関する事項

3 報告書の概要

高発泡泡の危険物火災に対する消火性能に関する検証実験と高発泡泡消火設備の危険物施設への設置条件に関する検証実験を実施し、次の知見を得ました。

- ・従来危険物火災に不適とされてきた合成界面活性剤泡

消火薬剤を用いた場合でも、高発泡泡では消火可能であることが確認されたが、危険物の種類と高発泡泡の性状の組み合わせによっては消火時間に差が見られたことから、一律に泡消火薬剤の種類を指定するのではなく、実際に用いられる高発泡泡の性状により、消火対象となる危険物に対する消火性能を確認する必要がある。

- ・泡の展長性は薬剤の種類や膨脹比等により差があり、設置に当たっては防護対象物となる危険物容器の集積状況等に即して十分に冠泡するか確認することが必要である。

- ・検証実験の結果、当面の間、設置に当たっては実際に用いられる高発泡泡消火設備の仕様や消火対象となる危険物の種類、施設の形状等に応じて個々の状況に即した検証を行い、その有効性を確認することが必要であるとされた。

なお、検証実験の概要については、次ページを参照してください。



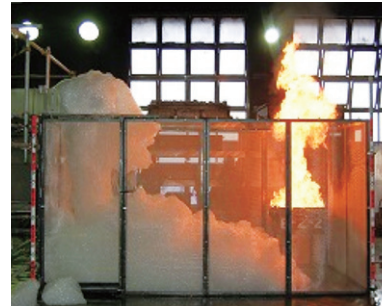
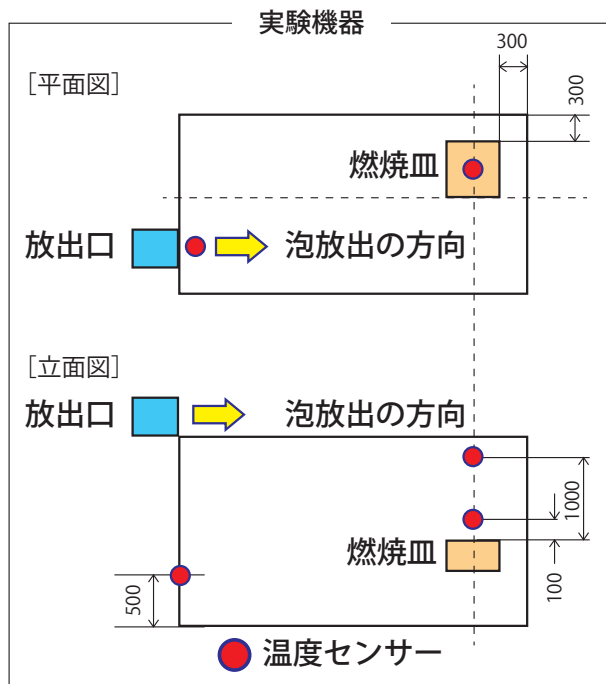
検討会の様子

問い合わせ先

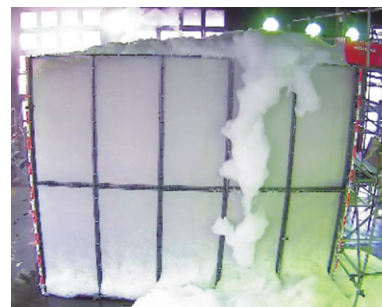
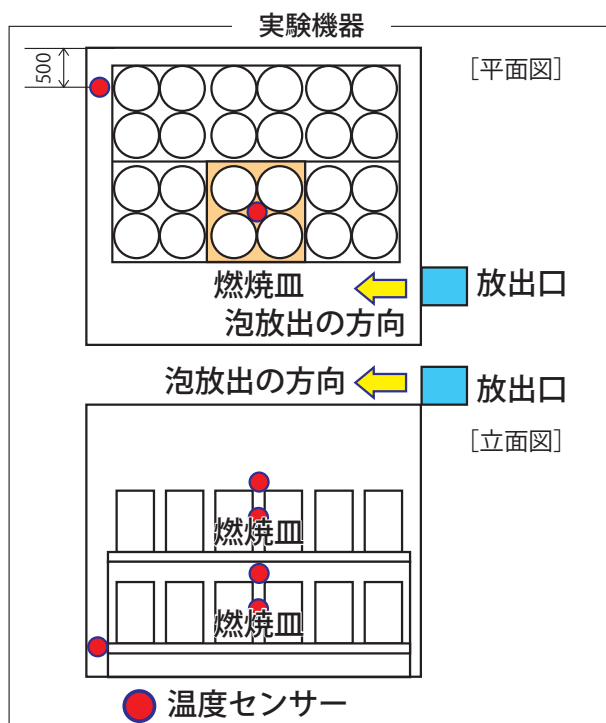
消防庁危険物保安室 危険物施設係 中嶋・各務
TEL: 03-5253-7524

検証実験の概要

(1) 高発泡泡の危険物火災に対する消火性能に関する検証実験



(2) 高発泡泡消火設備の危険物施設への設置条件に関する検証実験



大規模地震を想定した 消防庁図上訓練の実施概要

応急対策室

去る5月22日、消防庁職員を対象とした「消防庁図上訓練」を消防防災・危機管理センターにおいて実施しました。

消防庁では、大規模地震等発生時には、消防庁長官を本部長とする消防庁災害対策本部を設置し、消防庁全職員によるFシフト（Full Shift）体制（[図1]参照）により本部運営を行います。

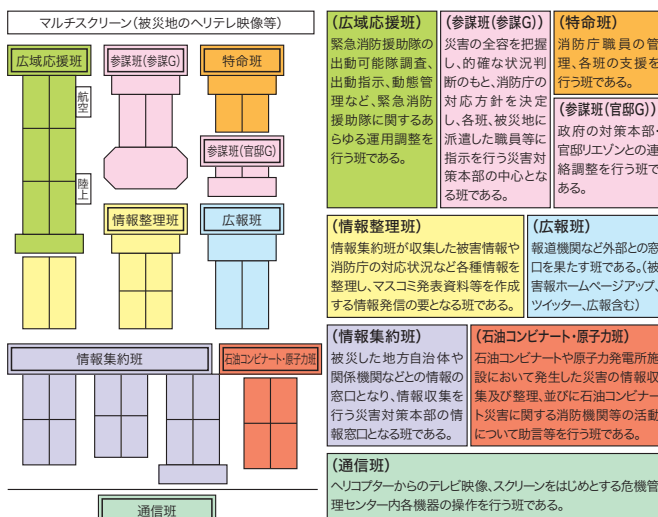
【図1】

消防庁災害対策本部の体制

【地震等大規模災害発生時】

- 消防防災・危機管理センターに直ちに全職員が参集。
- 予め定められた班体制により、情報収集・広域応援などの応急対応に当たる。

消防庁災・危機管理センター配置図



Fシフト体制時には、NTT回線が途絶した場合でも、消防防災無線を含むあらゆる通信手段を用いて被災都道府県・市町村や消防本部から情報を収集するとともに、直ちに官邸へ人員を派遣し他省庁とも連携しながら災害

状況の把握に努めます。さらに、消防庁ヘリ等の映像情報のほか、被災地へ職員を派遣して直接災害概要・被害状況等の実態把握を行います。こうして得た各種情報をもとに、緊急消防援助隊出動要請・指示及びオペレーションをはじめとする、災害応急対策を進めています。（[図2]参照）

【図2】

大規模災害発生時における消防庁の取組



今回の訓練は、4月期人事異動に伴う新規転入者のFシフト体制の理解、各班の業務の習熟にも重点を置いた訓練としました。以下、消防庁図上訓練の概要について紹介します。

1 目的

消防庁職員の判断・対応能力の向上を図るとともに、新たに見直した消防庁応急体制マニュアルの実践による各種業務の習熟・理解促進や官邸との連携体制の検証を行い、Fシフト体制の課題を抽出し改善することにより、実災害における消防庁災害対策本部機能のさらなる充実強化を図る。

2 訓練想定等

震源／規模 駿河湾南方沖/マグニチュード8.0、最大震度7

発災時刻 5月22日(木) 14時00分

訓練時間 14時00分～16時00分（2時間）

3 対象者

消防庁長官以下、本庁全職員

4 実施場所

消防防災・危機管理センター

5 訓練内容

今回の図上訓練は、事前に訓練シナリオを知らされずに、次々と発生・変化する事態に対応することにより、実災害時に近い訓練となるよう、ブラインド型のロールプレイング方式で実施した。

プレーヤーとコントローラーに分かれ、コントローラー側が都道府県、消防本部、官邸、報道機関などの関係者役になり、被害の状況（津波による被害、大規模住宅火災、石油コンビナートでのタンク火災、列車脱線事故等）や官邸、報道機関等からの要求といった実災害に即した状況を付与する。プレーヤーは付与された情報をもとに、以下の内容についての判断、決定、対策、措置等を行う。

- (1) N T T回線が途絶した場合を想定し、消防防災無線をはじめとする各種通信手段による都道府県、消防機関からの被害状況等の収集・把握
- (2) 限られた情報のもとでの緊急消防援助隊出動の判断、応援部隊及び応援先の決定、応援側・受援側の都道府県、消防機関及び関係省庁との連絡調整
- (3) 被害状況や緊急消防援助隊の状況について、官邸への迅速な情報提供、被害報の作成及び消防庁HPへの掲載等による国民への周知
- (4) 石油コンビナート被害に係る都道府県、関係機関からの情報収集及び活動の助言
- (5) 消防庁から被災地に派遣する職員の決定

6 実施結果

今回の訓練を通じ、新規転入者はFシフト体制時における各自の役割の理解を深め、また、全職員により新たに見直したマニュアルを実践、確認したことで、災害対策本部運営の習熟を高めることができた。

一方で、Fシフト各班の連携がやや不足したことから、災害対策本部内での情報共有に一部課題を残す結果と

なった。

今後は、こうした課題一つひとつを整理・検証した上で、職員のさらなる能力向上と連携強化に努め、災害発生時の対応に万全を期することとする。



Fシフト体制時の消防防災・危機管理センター内の状況



広域応援班による緊急消防援助隊の運用・調整の状況

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 応急対策室 小笠原
TEL: 03-5253-7527 (直通)

消防団の充実強化に向けた地域における新たな取組

地域防災室

消防団は、地域の安心・安全のため、大きな役割を果たしていますが、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少や消防団員の高齢化・サラリーマン化等の様々な課題に直面しています。

全国の各地域においては、消防団への加入促進を始めとして、消防団の充実強化に向けた様々な取組が行われております。以下では、主な取組について紹介します。

1 「あいち消防団の日」を制定

・愛知県では、消防団に対する理解促進と団員の確保を図るため、毎年1月20日を「あいち消防団の日」として制定。

・PR活動の一環として、愛知消防団公式応援ソング「消防団HERO」を歌う地元アイドルグループ“OS☆U”（オーエスユー）を「あいち消防団大使」に任命。

・「あいち消防団の日」には、JR名古屋駅での大村愛知県知事によるPR活動や「あいち消防団PR大使」による消防団PRステージをはじめ、県内全市町村で消防団のPR活動を実施。



2 大学生を機能別団員「防災サポーター」に任命

・熊本市消防団では本年4月、市内の大学に通う大学生140人を「防災サポーター」として、消防団員に任命。
・大規模災害時に、避



難所の管理補助や、備蓄・救援物資の管理、外国人の通訳、高齢者等への介護補助などに携わる。

・広報活動として、募集ポスターやリーフレットの作成、熊本市内の大学への募集ポスター掲示などを行う。

3 県庁職員による県庁部の発足

・佐賀県は、人口千人当たりの消防団員数が22.8人（平成25年4月1日現在）と全国1位の組織率を誇っているが、全国的な傾向と同様に消防団員数は減少を続けており、地域防災力の低下に対する懸念が高まっている。



・このような現状から、消防団員の確保及び消防団活動の充実を図るための方策を検討するため、県・市町・消防協会で構成する「佐賀県消防団員確保対策検討会」を平成25年2月に立ち上げ、消防団員確保対策を検討してきた。

・検討会での議論を踏まえ、県庁には多くの現役・OBの消防団員が在籍し、平日昼間は佐賀市で勤務を行っていることから、佐賀市消防防災課と協議し、平成26年4月に佐賀市消防団県庁部を発足した。

4 ふじのくに消防団応援連盟事業

・伊豆地域の民間7団体により、地域防災の要として活動する消防団を支援する「ふじのくに消防団応援連盟」が発足。



・平成26年4月1日から、同連盟に所属する観光施設など10施設の入場料を、消防団員としての身分証明書などを提示することにより、静岡県内の消防団員と、同居の家族に限って半額にする取組を始めた。

問い合わせ先

消防庁 地域防災室 消防団係 山下
TEL: 03-5253-7561

「高齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会」の概要

消防・救急課

はじめに

「高齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会」（以下「検討会」という。）は、消防の職場・業務の特性を踏まえつつ、消防力を維持しながら再任用職員（高齢職員）がこれまで培ってきた多様な専門的知識や経験を積極的に活用するために必要な条件等について検討することを目的に、開催された。

ここでは、平成26年3月26日に公表した検討会報告書の概要を紹介する。なお、報告書の全文については、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/kourei_shokuin/pdf/houkokusyo.pdf) を参照していただきたい。

1 検討会の背景

急速に少子高齢化が進展し、労働力人口の減少が見込まれている中、働く意欲のある高齢者が、長期にわたって培ってきた能力や経験を有効に活用しながら経済社会の担い手として活躍できるような就労環境の整備が必要となっている。

また、平成25年度から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へ3年に1歳ずつ引き上げられることに伴い、60歳定年制においては、定年退職後公的年金が支給されず無収入となる期間が生ずることから、雇用と年金の接続が課題となっている。（消防司令以下の階級にある「特定警察職員等」につい

ては、6年遅れの平成31年度から引上げ。）

このような状況から、消防の職場の特性を踏まえ、高齢職員の能力・経験を活用できる環境の確立・整備が急務となっている。

2 再任用制度の課題等

平成24年度に開催された第15回及び第16回全国消防長会総務委員会において、雇用と年金の接続に関連する議題が提案され検討が行われたが、検討にあたり挙げられた意見等を一部抜粋する。

(1) 再任用制度の課題

- ・健康面や体力面の維持に不安がある。
- ・再任用職員がより明確に業務に従事できる体制作りが必要である。
- ・体力的な面等から業務が限定されるが、毎日勤務のポストも限られるため、配置の確保が困難となる。

(2) 再任用職員を消防隊員、指揮隊隊員、救急隊員等として災害現場活動で有効に活用するための利点・課題

【利点】

- ・再任用職員の知識・技術・経験が災害現場活動に生かされる。
- ・技術・知識などを継続的に指導・伝承することができる。

【課題】

- ・判断能力及び身体能力低下の影響が大きく、公務災害の増加も予想される。
- ・若手職員の配置に影響するため、配置ポストを考慮する必要がある。

(3) その他の災害現場活動に従事させる際に検討が必要な課題

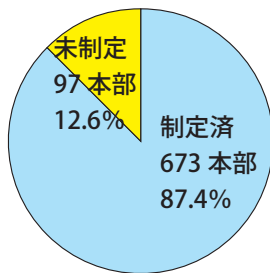
- ・再任用職員の健康状態確認のための方策
- ・再任用までを見据えた個人の健康管理、体力の維持に向けた意識改革及び取組
- ・安全管理や適応能力の考慮等、現場経験が少ない者への対応

3 検討会における各種調査結果

全国770消防本部等を対象とした再任用制度の運用状況に関する調査結果について、一部抜粋する。

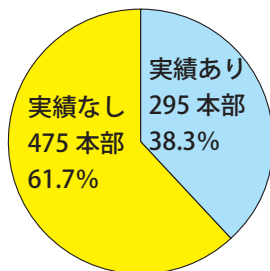
(調査基準日：平成25年4月1日)

【再任用に係る条例等の制定状況】

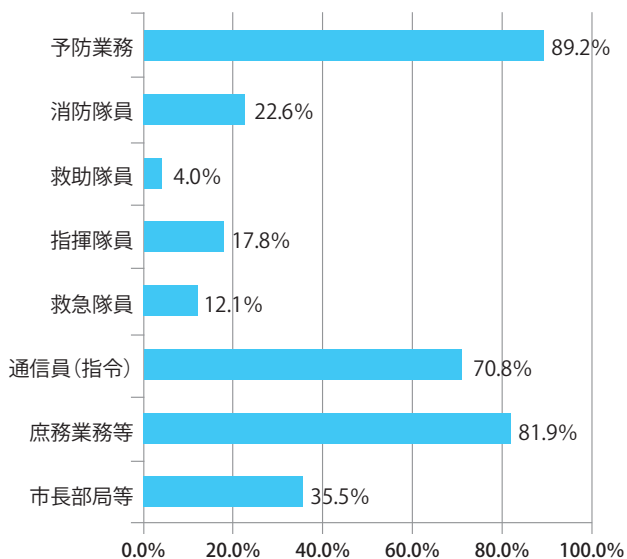


※未制定の97本部は全て職員数500人未満の本部であった。

【調査基準日における再任用の実績】



【再任用職員の知識・経験を活用できると考えられる職務（複数回答可）】



4 今後の高齢者雇用の方向性

(1) 消防における高齢者雇用の考え方

各消防本部の実情に応じて消防の職場の特性を踏まえつつ再任用制度を導入し、早急に高齢者雇用の環境を確立・整備しておくことが求められる。

(2) 消防の職務の特殊性

消防の職務は、消火、救助、救急等の災害対応が主となることから、24時間即応体制の維持が必要である。

また、その勤務体制は、警防業務を主とする交替制勤務に従事する者が概ね8割、予防業務や庶務業務を中心とする毎日勤務に従事する職員が概ね2割となっている。このように消防の職務は、一般行政職員とは大きく異なる独特なものであり、高齢者雇用に当たっては、その特殊性を十分踏まえていかなければならない。

(3) 再任用職員に適すると考えられる職域

毎日勤務

【予防業務】

<専門的業務>

火災原因調査、建築同意、違反処理 等

<一般的業務>

広報啓発活動、住民への消防訓練の指導 等

【庶務業務】

<専門的業務>

職員管理、会計・経理、福利厚生 等

<一般的業務>

文書の收受、応急手当の普及啓発 等

交替制勤務

【警防業務】(健康状態等に配慮が必要)

指揮隊員、機関員、消防隊員 等

【通信指令管制業務】

通信指令員

市長部局等

防災担当業務、消防団関係事務

地域の防災リーダーを養成する業務 等

(4) 公務災害防止のための取組

公務災害防止対策としては、体力管理、安全管理、衛

生管理の取組を相互に連動させながら効果をあげる取組が求められる。

5 高齢者雇用の取組への提言（高齢者雇用の環境整備）

（1）再任用に係る条例の制定や再任用を運用できる体制整備

条例が未制定の消防本部では、条例の制定を地方公共団体の人事当局に要請し、早急に制定することが必要である。また、条例未制定の組合消防本部においては、構成団体との連絡調整を密にし、制度導入を図る必要がある。

さらに、条例は制定されているものの再任用の実績のない消防本部では、再任用の希望者が生じた場合、直ちに再任用制度を運用できるよう職域を検討し、準備を進めておく必要がある。

（2）消防の職務の特殊性を踏まえた再任用

年金支給開始年齢の引上げに伴い、原則、フルタイム職での再任用となるが、消防は職務の特殊性を踏まえ短時間勤務の職での活用を積極的に進める必要があると考えられる。

また、複雑多様化・大規模化する災害や南海トラフ巨大地震等へ対処するため、消防力の充実強化が求められていることから、再任用職員を含めた消防職員の定員管理については、こうした状況を踏まえた対応が必要である。

（3）人材育成・能力開発

高齢期に多くの職域で能力を発揮するためには、若年・中堅期に多様な職域での業務経験を積むことが必要である。

①若手、中堅期におけるジョブローテーションによる職域拡大の推進

再任用職員として、毎日勤務での本格的な業務に従事できる経験を積めるような人事管理を明確な方針の下で組織として取り組まねばならない。

②若手職員への技術伝承のための指導員としての人材育成

再任用職員の長年の業務経験に基づく知識・技術等を十分に活用するため、コーチング・ティーチング手法についての教養を行うなどして指導力を高め、能力を存分に

発揮できる人材育成を進めていくことが必要と思われる。

③市長部局等との人事交流による能力開発

中長期的な視点に立って、どのようにして人事交流を図るか検討するとともに、交流先についても幅広く検討しておく必要がある。

（4）体力管理・安全管理・衛生管理

公務災害防止のためには、以下の3つを連動させながら効果をあげる取組が求められる。

① 体力管理

体力管理システム等の構築による一層の推進

② 安全管理

- ・高齢職員向けの安全対策の整備
- ・安全な資機材を積極的に導入し、体力的な負担を軽減

③ 衛生管理

- ・健康診断等による健康状態の把握
- ・健康診断結果に基づく指導

（5）加齢困難職種の今後の取扱い

国における同様の職種については、今後、「その職務の特殊性を踏まえ、再任用制度の運用に当たり、公務の円滑な遂行に支障が生じないように、必要な措置の検討を行う。」こととされているため、その動向に留意する必要がある。

おわりに

本検討会では、公的年金の支給開始年齢の引上げに伴い、雇用と年金の接続を図るための対応が要請される中、消防の職場において再任用職員の知識や経験を活用するためにはどのような対策を進めるべきかという点について、提言をまとめた。今後、本提言を踏まえつつ、各消防本部においても高齢者雇用に推進していく必要があるが、高齢職員が意欲と能力に応じて働くことのできる環境を整備していくことが期待される。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課 職員第二係長 大河内
TEL: 03-5253-7522

第66回全国消防長会総会における消防庁長官挨拶

総務課

平成26年5月28日（水）に開催されました第66回全国消防長会総会における大石利雄消防庁長官の挨拶は以下のとおりです。

第66回全国消防長会総会挨拶



消防庁長官 大石利雄

全国消防長会総会の開催にあたり御挨拶を申し上げます。

全国消防長会の皆様には、日頃から地域の安心・安全を守るため、御尽力を頂いていることに心から敬意と感謝の意を表します。また、先ほど表彰を受けられた方々にお祝いを申し上げます。

さて、昨年は自治体消防65周年、消防団120年の記念の年でした。11月には、天皇、皇后両陛下の御臨席の下に記念式典が盛大に挙行され、これを節目に消防は新たな歩みをスタートさせました。

今日、首都直下地震、南海トラフ地震など大規模地震の発生が危惧されています。昨年は夏の記録的な豪雨、10月の伊豆大島の台風そして冬の豪雪災害により大きな被害が発生しました。また、認知症グループホームや花火大会、診療所の火災で多くの方が犠牲になりました。

このような災害から国民の生命、身体及び財産を守るため、より一層消防体制を強化することが求められてい

ます。

消防庁では、平成26年度当初予算と平成25年度補正予算において、緊急消防援助隊の拡充、消防の情報基盤の整備、消防団の充実強化を3本柱として地方財政措置を含めて所要の措置を講じています。

まず緊急消防援助隊については、東日本大震災において実人員3万人の隊員が被災地で救助活動などに活躍しました。今後の大規模災害に備えるため、平成30年度までに目標隊数を4,500隊から6,000隊に大幅増隊することとしています。消火、救助、救急の主要3隊で1,100隊の増隊を図るとともに、コンビナート災害等に対応するドラゴンハイパー・コマンドユニットを12隊、被災地に先発隊として派遣される統合機動部隊を50隊新設することとしています。新規登録への協力を宜しく願います。

次に消防の情報基盤の整備については、緊急防災・減災事業債などを活用して消防救急無線のデジタル化を平成28年5月の期限に向けて、着実に進めるよう願います。

Jアラートについては今年度末までに殆どの市町村で自動起動機の整備が行われる予定です。また、4月から携帯電話の緊急速報メールにJアラートのミサイル情報が配信されることになりました。緊急情報の伝達が着実に進められるよう宜しく願います。

消防団の充実強化については、昨年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が全

会一致で成立しました。この法律の成立は、東日本大震災を経験した消防関係者の熱意が結集された結果であります。

消防庁では、これを受けて昨年末「消防団充実強化対策本部」を設置し、消防団員の確保、処遇の改善、装備と訓練の充実などに取り組んでおり、退職報償金の5万円引上げや装備基準の抜本改正を行いました。しかし、消防団員の報酬や出動手当は市町村の予算で決められますので、交付税措置を踏まえた予算措置を宜しく願います。

昨年多発した火災事故の再発防止については、昨年末以来、原則として全ての高齢者・障害者施設にスプリンクラーの設置を義務付けるとともに花火大会等の屋外イベントに防火担当者の選任を義務付けるなどの制度改正を行いました。

診療所の防火対策については、4月から全国の有床診療所の関係者自らが消防法・建築基準法等の履行状況を消防庁のサーバーに入力し、消防・建築・医療部局が連携して是正指導に活用するチェックシステムが運用できるようになっています。この普及、徹底を宜しく願います。

また診療所のスプリンクラーの設置義務については、高齢者・障害者施設と同様の考え方で行う方向で関係者と協議を進めています。

予防行政ではこれらの取組の他、ホテル・旅館等にかつての「適マーク制度」の運用を再開することとし、4

月から申請・受付が始まりました。8月1日から行われる「適マーク」の掲出が円滑に進みますよう宜しくお願いします。

一方、重大な法令違反がある場合には、東京消防庁で既に行われている公表制度を全国の政令指定市消防局においても実施していただくよう昨年12月に条例案を示す通知を発出しました。順次着実な実施をお願いします。

このほか、平成18年の消防組織法改正により推進している「消防の広域化」や平成21年の消防法改正により取り組んでいる「消防と医療の連携強化による救急搬送の円滑化」など消防行政の重要な課題に引き続き積極的に取り組んでまいります。

皆様方には、これらの施策の推進に一層の御協力を宜しくお願いします。今日、国民の消防に対する期待は益々高まっています。全国消防長会の御発展と皆様の御活躍を心から祈念して祝辞とします。



問合わせ先

消防庁総務課 落合
TEL: 03-5253-7521

国際消防救助隊IER受検チームの発足

参事官

平成26年5月8日（木）から5月9日（金）の2日間にわたり、「国際消防救助隊IER受検準備会議」を開催しました。本会議において、国際緊急援助隊（JDR）救助チームの一員としてIER受検に臨む受検隊員及び指導員が一堂に会し、「国際消防救助隊IER受検チーム」として発足しました。

IEC/R（INSARAG External Classification/Reclassification）とは、被災国に派遣される各国の救助チームに対し、その能力に応じた適切な活動現場を割り当てるための指標として、INSARAG（国際搜索救助諮問グループ）が設けている救助能力の分類基準で、これを基に各国救助チームの能力（携行資機材のレベル、隊員の活動能力等）を重（Heavy）・中（Medium）・軽（Light）の3段階に格付けするものです。我が国のJDR救助チームは平成22年3月にIECを受検し最も能力の高い「重（HEAVY）」の格付けを取得しているところですが、INSARAGは5年ごとの認定の更新を求めていることから、平成27年3月に認定更新のための再評価であるIERを受検することとなります。

受検準備会議では、1日目に「国際消防救助隊IER受検チーム」の結団式を行い総括官や隊長、隊員の指定を行うとともに、受検に必要な知識、技術に関して指導員による講義を行いました。また翌2日目には、受検項目の一つであるロープレスキューの技術の習熟を図るため、東京消防庁夢の島訓練場において実技訓練を行いました。

今後、「国際消防救助隊IER受検チーム」は様々な訓練、

研修を経て平成27年3月のIER受検本番に臨むこととなりますが、実派遣時と同様に、国際消防救助隊がJDR救助チームの中核として活躍し、「重（HEAVY）」格付けの再認定に貢献してくれるものと確信しています。

消防庁では今回のIER受検が、国際消防救助隊、更には各消防本部の救助体制のより一層の充実、発展に繋がりを、消防に対する国民の信頼と期待に的確に応えるものになるよう、引き続き救助関係施策を推進してまいります。



国際消防救助隊IER受検チーム結団式



ロープレスキュー技術訓練の様子

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部 参事官付 鶴見
TEL: 03-5253-7507

平成26年春の消防関係叙勲並びに褒章伝達式

総務課

第22回危険業務従事者叙勲伝達式（5月12日（月）、日比谷公会堂）、平成26年春の叙勲伝達式（5月14日（水）、ニッショーホール）、平成26年春の褒章伝達式（5月16日（金）、スクワール麹町）が、それぞれ盛大に挙行されました。

叙勲を受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防ぎよするとともに、消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展及び、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者の方々です。また、褒章を受章された方々は、永年にわたり消防防災活動及び消防関係業界の業務に精励し、消防の発展に大きく寄与された方々、並びに自己の危険を顧みず人命救助に尽力した方です。それぞれの受章者数は、第22回危険業務従事者叙勲632名、春の叙勲621名及び春の褒章86名です。

なお、消防関係者の叙勲・褒章の受章者数は次のとおりです。

第22回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章・・・349名
瑞宝単光章・・・283名

平成26年春の叙勲

瑞宝小綬章・・・33名
旭日双光章・・・3名
瑞宝双光章・・・94名
瑞宝単光章・・・491名

平成26年春の褒章

紅綬褒章・・・1名
黄綬褒章・・・5名
藍綬褒章・・・80名



春の叙勲伝達式において式辞を述べる新藤総務大臣



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される溝縁義文氏



春の叙勲伝達式において代表受領される石原秋春氏



春の褒章伝達式において代表受領される金子満氏

問い合わせ先

消防庁総務課 高橋
TEL: 03-5253-7521

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊車両（拠点機能形成車）の配備について

広域応援室

1. はじめに

東日本大震災では、発災日から88日間にわたり、延べ約3万1千隊、約11万名の緊急消防援助隊員が被災地に出動しました。しかし、3月の東北は低温・降雪といった過酷な気象状況であり、また、津波浸水地域での厳しい活動など隊員が激しく疲弊していました。これまでこれほどの大規模で長期の活動は想定していなかったため、温かい食事やシャワー、トイレの衛生面などが十分でなく、大きな課題を残しました。

これらを踏まえ消防庁では、被災地での長期かつ過酷な環境下での消防応援活動を支援するための後方支援資機材を積載した「拠点機能形成車両」を開発・配備することとしたので、その概要を紹介します。



拠点機能形成車両

2. 拠点機能形成車両

(1) 車両概要

「拠点機能形成車両」は、全長約12m、全幅約2.5mで100人規模での宿営が可能な資機材を積載した消防応援活動を支える拠点を形成する車両です。また、車両後部荷室部分がせり出して広さ約40㎡の空間を確保し、隊員の休憩所や指揮本部になります。

特徴としては、以下のとおりとなります。

- ・大型エアータント（4式）

1式あたり約5分で展帳でき、25人が寝泊まり可能。また、コンパクトに収納でき、搬送が容易。

- ・発動発電機（4台）

定型出力2.0kVA。8.6～5.0時間の連続運転が可能。

- ・冷暖房機（各8機）

上記発電機の電力を活用し、就寝中でも使用可能でテント内を快適に過ごせる。



大型エアータント



内部



- ・簡易トイレ（10セット）
簡易テントでプライバシーを保護。汚物は、凝固剤を活用して可燃ゴミとして処理。
- ・組立式シャワー（2セット）
組立式のシャワーで、収納時はコンパクトで積み重ねての保管が可能。シャワー室とボイラーユニットの構成。
- ・調理器具（2セット）
強力な火力（灯油）で短時間に大量の煮炊き、炊飯ができる組み立て式・コンパクト設計の調理器具。一回に大人数（100～200人程度）の調理が可能。
- ・浄水器（1器）
海水、雨水、淡水、冠水などの清水化が可能。また、4サイクルガソリンエンジンを搭載し、単体で使用可能。
- ・情報通信機器（衛星通信装置など）
インフラ途絶の中、部隊運用に必要な情報通信機器等を配備。



発動発電機



冷房機



暖房機



簡易トイレ



組立式シャワー



調理器具



浄水器



衛星通信装置（移動式・固定式）

(2) 配備先等

本車両は、消防庁が消防組織法第50条（国有財産等の無償使用）に基づき、全国9消防本部に配備しました。南海トラフ地震や首都直下地震により甚大な被害が想定される地域や全国的な大規模災害への即応体制のバランスを考慮し、配備しました。

配備先消防本部

	都道府県名	消防本部名
1	北海道	北見地区消防組合消防本部
2	岩手県	久慈広域連合消防本部
3	千葉県	習志野市消防本部
4	静岡県	静岡市消防局
5	愛知県	豊橋市消防本部
6	大阪府	大阪市消防局
7	奈良県	奈良県広域消防組合消防本部
8	愛媛県	松山市消防局
9	熊本県	天草広域連合消防本部

※2、4、7については、平成26年度配備予定

3. おわりに

東日本大震災の経験を踏まえ、長期に及ぶ緊急消防援助隊の活動を支えるためには、隊員の安全管理の面からも、士気向上の面からも、きめ細かで、アメニティの高い後方支援体制の確立が不可欠です。

各登録消防本部におかれましては、大規模災害発生時に際し、緊急消防援助隊として効果的に活動できる体制づくりに取り組まれるようお願いいたします。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室 近藤
TEL: 03-5253-7527

先進事例 紹介

大沢野女性分団による火災予防への取組

富山市消防団

はじめに

富山市は、本州の日本海沿岸のほぼ中央に位置し、水深1,000mの「海の幸の宝庫」富山湾から、標高3,000m級の雄大な北アルプス立山連峰まで、標高差4,000mのまさに深海から天空に至るまでの多様な地勢を有する水と緑に恵まれた日本海側有数の中核都市で、平成17年に富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村が合併し、人口約42万人の新しい富山市となりました。

富山市消防団は、現在、1本部、10方面団、80分団、2,448名で組織されており、女性分団は、富山女性分団、大沢野女性分団の2分団が活動しています。

大沢野女性分団の活動紹介

平成4年に大沢野町消防団に団本部付けで女性消防団員が採用され、平成17年の合併を経て、平成22年に女性だけの分団として、大沢野女性分団が誕生しました。

「自分たちの地域は、自分たちで守る」という消防精神のもと、予防を重点に置いた活動を行ってきました。現在は、20歳代から60歳代と幅広い年代の団員が、様々な年齢層や地域の実情に応じて、試行錯誤しながら「子どもから高齢者までの防火防災」をテーマに活動しています。

主な活動内容として、「一人暮らし高齢者の家庭防火訪問」、「ペットボトルキャップの回収（2kgでポリオワ

クチン1人分）」、「自主防災会等に向けた防火防災に関する寸劇」、「子どもを対象にした出張防火教室」等があります。

「一人暮らし高齢者の家庭防火訪問」では、高齢者家庭の防火診断や、毛糸で編んだタワシや刺し子糸で縫った火災予防のコメント入り布巾を配布しています。これは、日常的に使用する台所用品を用いて、視覚から防火を意識してもらうために行っているもので、訪問した住民からは「これ（タワシや布巾）を見ると女性消防団員の顔を思い出し、火の用心に気配りしている。」との言葉をいただいています。地道な活動ではありますが、継続することが地域の防火防災につながると信じ、今後も行っていききたいと思います。

「ペットボトルキャップ回収の活動」では、女性消防団のブログや広報誌での呼びかけが功を奏し、地元住民や各種団体の協力で、毎回たくさん回収できております。「捨てればゴミ、集めれば人命救助」を合言葉に、これからも継続していききたいと思います。

「自主防災会等に向けた防火防災に関する寸劇」は、平成4



一人暮らし高齢者家庭防火訪問



住宅用火災警報器の寸劇



子供たちへの防火教室（影絵）





大沢野女性分団広報誌『火まわり通信』



子供たちへの防火教室（紙芝居）



AEDの寸劇

年の発足当初から行っており、私たちの活動の中心にあります。生活の中で起こりうる火災をはじめとした災害をテーマに身近な題材を取り上げて、春・秋の消防総合訓練時にはもちろんのこと、各種のイベントに出向き、演じています。自分たちでシナリオを考え、大道具、小道具も全て手作りし、観て聞いて楽しめるものを目指してきました。ここ数年は、内容をマイナーチェンジしながら行ってきましたが、今年度よりシナリオを一新し、これまでのただ単に「おもしろかった」で終わらせるのではなく、防災の本質をわかりやすく周知できる寸劇になったと自負しております。

「子どもを対象にした出張防火教室」は、寸劇と同じくらい重要な位置づけにある活動です。幼稚園や保育所へ訪問し、手作りの紙芝居や影絵、手遊びを交えた歌、ゲーム等、子供たちの五感に訴えるような工夫を凝らし飽きさせないようにしています。この防火教室では、子どもたちの防火に対する気持ちが芽生えるきっかけになればと子供たちの笑顔をエネルギーに活動しています。

以前は、全国女性消防操法大会に出場したこともありますが、女性ならではの視点で地域の役に立つことができる予防広報を重点に活動してきました。これからも「自

分ができること、私たちができること」を追求し、全国女性消防操法大会に出場したときのようなチームワークで一步一步進んでいきたいと思っています。



大沢野女性分団

昨年、分団発足20年を迎えました。今までの20年は、がむしゃらに活動してきました。その結果として「第18回防災まちづくり大賞消防庁長官賞」を受賞することが出来ました。これからは、この受賞を励みにさらに活動内容を進化させ、地域のための女性消防団となれるよう成長していきたいと思っています。

笑顔あふれる地域、女性消防団を目指して！！



第18回防災まちづくり大賞表彰式

まとめ

本市では、青年層・婦人層から消防団員を掘り起こすことが急務であり、地域の自治振興会や町内会、また、企業などに働き掛け、消防団への入団協力を各団員が日頃から積極的に推進する必要があります。

そのために、これまで以上に消防団員が活動しやすい環境作りや施設・装備等の整備及び、女性消防団員の加入促進などの活性化事業を推進し、「魅力ある消防団」作りに努めてまいります。

兵庫県南但馬地域の消防広域化

地域住民の安全・安心の確保を目指して

兵庫県 南但消防本部

1 南但消防本部の概要

南但消防本部は、東は京都府、西は鳥取県に接する兵庫県のほぼ中央に位置し、養父市と朝来市の2市で構成されています。

管轄地域は85%が中国山地に囲まれた山あい、西に県下最高峰の氷ノ山を擁し、その周辺に県下有数のスキー場を拠点として、四季を通じてアウトドアスポーツや合宿活動等の宿泊観光地として賑わいをみせています。また、地域中央には国の史跡に指定され、日本のマチュピチュと呼ばれている天空の城「竹田城跡」が在り、秋から春にかけて早朝に発生する幻想的な雲海や自然石を配置した石垣を一目見ようと、昨年から訪れる観光客の数が爆発的に増えています。

交通網は、地域幹線道路として国道9号線が東西に、国道312号線が南北に通っており、但馬・山陰地方と山陽地方・京阪神大都市圏を結ぶ拠点として、道路では播但連絡道・北近畿豊岡自動車道(国道483号線)、鉄道網ではJR播但線・JR山陰線が整備されています。



管内人口は約6万人、管轄面積は県下で2番目に広い825 km²となり、兵庫県全体の約10%を占めるようになりました。消防本部の位置は、旧朝来市消防本部とし、1本部、2署、2出張所の体制で広域化前の各署所を引き継ぎ配置しました。

平成26年4月1日現在、消防職員数は97人、消防車両は23台を配備して災害に対応しています。

2 広域化に至る経緯

消防の広域化は、平成18年の消防組織法の一部改正により、兵庫県は平成21年6月に「兵庫県消防広域化推進計画」を策定し、消防力に関する現状や将来の見通しを踏まえて、消防の広域化を推進する必要があると認める市町の組合せや今後の消防広域化推進の方向性を定め、平成24年度までを目標に市町の自主的な消防の広域化を推進することとしました。

このことを踏まえながら、養父市と朝来市では、管轄区域の人口減少や多様な消防ニーズなど、社会環境の変化に的確に対応するため、消防力強化による市民サービスの向上・行財政運営の効率化及び基盤の強化を図ることを目的とし、平成23年8月1日に「養父市及び朝来市消防広域化協議会」を設立し、平成24年度末の消防広域化を目途に協議会、幹事会及び専門部会において協議を重ねました。

平成24年7月には「養父市及び朝来市広域消防運営計画」を策定、同年8月に「養父市及び朝来市消防広域化協定書」に両市長が署名調印し、広域化の方式、期日並びに消防本部の位置・名称等18項目が決定。平成25年1月8日付で組織の母体である南但広域行政事務組合の規約変更が兵庫県知事から許可書の交付を受け、平成25年4月1日付で南但消防本部として組織運営する運びとなり、広域化1年が経過しました。

3 広域化の効果

近年、災害の多様化・大規模化はもとより、高齢化による救急件数の増加、救急業務の高度化や予防行政の強



消防広域化調印式



南但消防本部発足式

化等、消防を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。これらの課題を克服するためには、ハード面の整備や人員の育成・確保が不可欠であり、限られた財源や人員で、消防力の充実・強化を図っていく必要があります。こうした中、広域化によって本部業務の統合により、総務事務等の効率化、通信指令業務の一元化による余剰人員を現場活動要員に配置換えすることで初動活動人員が増強されました。さらに本部の保有部隊数も増強されたため、初動時から災害種別・規模に応じた効率的な部隊運用ができるようになり、救急事案の輻輳時にも広域化前の救急車全隊出動による対応不可な状態を大幅に減少することができました。また、旧管轄区域境において、直近の署所からの出動による現場到着時間の短縮が図られました。

経費面でも、今後整備予定の消防救急無線デジタル化費用のほか、中・長期的な計画整備により、消防車両や消防施設の重複投資を防ぎ、資機材の適正配置を行うことで経費削減の効果が期待できます。

4 おわりに

平成25年4月に新たに南但消防本部として発足し1年が経過しましたが、この1年間は、南但消防本部の組

織を築いていくための土台作りの年でした。今後は、この土台に倒れることのない強固な柱を立て、市民に信頼される力強い組織を職員一丸となって作っていくことが重要と考えます。

そのためには、消防広域化運営計画等の諸計画を適宜検証し、時代に即応した、地域に適した消防施設整備並びに定員管理等を行っていく必要があります。

今後も構成市及び関係機関との連携を強化し、市民が安全に安心して暮らせるよう消防体制の充実強化に向け万全を尽くします。



平成26年消防出初式訓練

消防研究センターと合同火災調査を実施

瀬戸市消防本部

5月8日、自動車販売店の整備場において、消防研究センター調査員及び自動車製造販売会社関係者と合同で車両火災の原因調査を実施しました。

この火災は、インパネ付近が焼損するという特異な燃焼現象であり、専門的な知識や技術を有する消防研究センターから調査員3名の支援を受け実施したもので、約9時間を要しましたが、消防研究センター調査員との合同調査の機会は少なく、専門的な手順や技術を学ぶことができました。



合同火災調査の様子

広げよう救命の連鎖！！

～地域住民が一同に介し救命入門コースに挑戦～

泉州南広域消防本部

泉州南広域消防本部(消防長 根来芳一)熊取消防署(署長 松藤忠直)では、平成26年5月18日に熊取町と共催で熊取町内の33の自主防災組織を対象に、相互共助の精神を発揮し、救命の連鎖を築き、心停止等の救急現場に遭遇した際誰もが適切な応急処置が実施できるようにすることを目的に、救命入門コースを実施しました。

この日参加したのは211人で、熊取署救急隊員の指導の下、「いちー、にー、さんー」と大きな声を出しながら、心肺蘇生訓練キット(あっぱくんライト)を使用し、胸骨圧迫等に挑戦しました。

参加者からは、「この経験を活かしお互いが助け合いをすれば、救急に限らず、自主防災組織が結束し、より安全な町づくりに繋がる。」という声がありました。



211人が参加した救命入門コース

消防通信

望

楼

ぼうろう

米海軍日本管区司令部消防隊と実火災訓練を実施しました

大和市消防署

大和市消防署では、「米海軍日本管区司令部消防隊」保有の「Mobile Structural Fire Trailer」を使用し、マンション等の耐火建物火災を想定として、実際の火災現場の状況(炎や熱がある環境)に近い環境下で消火・救助活動訓練を実施しました。

今回の訓練を通し、若い隊員の経験不足を補い、現場において適切な消防活動へと繋げると共に、厚木基地消防隊と合同訓練を重ねることで、お互いの消火・救助技術の交換ができたことは、当市消防力の強化に繋がりました。



実火災訓練の様子

「ごみ収集車型爆発実験装置」を用いた火災予防広報(つながる消防・広がる広報)

川西市消防本部

川西市消防本部ではスプレー缶が原因の火災について、市民に対してわかりやすく、視覚や聴覚に訴えるインパクトのある火災予防広報を検討、札幌市消防局、消防科学研究所の了承を得て「ごみ収集車型爆発実験装置」を作成、市美化環境部とコラボレーションし、スプレー缶の正しいごみ処理方法を市民に呼びかけています。

この取組を平成26年3月28日に福岡市で開かれた「第8回全国都市改善改革実践発表会」で「新たな消防広報の実施」と題し発表しました。



火災予防広報の取組の発表

消防通信/望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

平成26年度中の講師派遣について

消防大学校では、技術的援助として、消防学校からの要請により、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っています。

平成26年度は、40校113件（440時間）の授業に対して講師派遣を予定しています。

近年は、災害の複雑多様化、住民ニーズの増大等、時代の変化に伴い、消防学校における教育訓練も高度で専門的な内容が求められています。

このため、総合教育においては、消防行政の現状と課題に関し背景や対応等に対するもの、専科教育においては専門性が高い分野について全国水準の技術に直接触れ

ようとするものについて、講師派遣の要望が多く寄せられており、これらに積極的に応えていくこととしています。

また、消防学校において、科の新設、教育内容の充実のため授業数の増、先駆的な教育内容の導入を行う場合などにおいても、講師を派遣するなどの技術的援助を行います。消防学校において、新たな教育を計画され、講師の派遣を必要とされる場合は、消防大学校教務部までご相談ください。

今後とも消防大学校では、消防学校との連携を密にしつつ、消防職・団員の資質向上に努めて参ります。

●平成26年度 講師派遣の予定

区 分		講 義 内 容	件数	時間数
総合教育	上級幹部科	危機管理、人事管理、業務管理	9	31
	中級幹部科	現場指揮、消防時事、人事業務管理、安全管理、消防行政	14	54
	消防団科	管理職の役割	1	2
	初級幹部科	小隊長の活動要領	1	4
専科教育	警防科	警防行政の現状と課題、消防戦術と安全管理、警防活動理論	14	55
	特殊災害科	特殊災害の概論、安全管理、特殊災害活動要領	10	39
	予防査察科	違反処理、予防査察行政の現状と課題、消防査察	18	73
	危険物科	危険物規制、危険物行政の現状と課題	6	23
	火災調査科	火災原因調査、火災調査概論、事例研究、鑑定・鑑識	20	78
	救助科	災害救助対策、安全管理	13	55
	救急科	多数傷病者対応、救急業務及び救急医学の基礎、応急処置	4	14
その他	現場指揮要領	3	12	
計			113	440

緊急消防援助隊教育科指揮隊長コース(第11回)

消防大学校では、平成26年4月17日から25日まで、緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コース（第11回）を開講しました。

本コースには、全国から緊急消防援助隊の指揮支援部隊長、指揮支援隊長、都道府県大隊長などとして活躍が期待される23名が受講し、緊急消防援助隊の指揮官として必要な知識及び能力の修得に努めました。

本コースでは、平成23年3月に発生した東日本大震災において実際に指揮を執られた講師の他、災害を多方面から解説していただく大学教授等の講師を招聘し災害全般を学び、考えることができる内容のカリキュラム編成としました。

また、首都直下地震を想定したシミュレーション訓練を実施し、学生が被災都道府県の応援活動調整本部員又は指揮支援部隊長等となり、時間経過とともに付与される災害事象の推移、また、消防応援活動調整本部、被災地災害対策本部等の運営要領についてのシミュレーション訓練を実施し、被災都道府県の調整本部員、被災地消防本部員、指揮支援部隊長等となり、時間経過とともに付与される災害事象の変化や、明らかになる災害実体に対して対応して頂きました。

緊急消防援助隊出場時に今回の研修で培われた成果が大いに発揮されることが期待されます。



広域消防応援 杉田憲英広域応援室長



災害現場における医師との連携 大友康裕東京医科歯科大学大学院教授

問合わせ先

消防庁消防大学校 教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の主な報道発表について (平成26年4月28日～平成26年5月26日)

<総務課>

26.4.29	平成26年春の叙勲 (消防関係)	平成26年春の叙勲 (消防関係) 受章者は、621名で勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝小綬章 33名 旭日双光章 3名 瑞宝双光章 94名 瑞宝単光章 491名 計 621名
26.4.28	平成26年春の褒章 (消防関係)	平成26年春の褒章 (消防関係) 受章者は、86名で褒章別内訳は次のとおりです。 紅綬褒章 1名 黄綬褒章 5名 藍綬褒章 80名 計 86名

<消防・救急課>

26.5.13	「消防学校における教育訓練に関する検討会」の開催	近年の複雑多様化する災害や救急業務、予防業務の高度化等を踏まえ、消防学校における消防職員の教育訓練内容や教育訓練に必要な施設・資機材等について検討を行うため、「消防学校における教育訓練に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
---------	--------------------------	--

<危険物保安室>

26.5.20	「平成26年度危険物安全週間」の推進行事等	平成26年度危険物安全週間の期間中（6月8日（日）から6月14日（土）まで）に実施する推進行事等の詳細が決定しましたのでお知らせします。
---------	-----------------------	--

<危険物保安室、特殊災害室>

26.5.16	「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議」の報告書を取りまとめ、関係業界団体及び都道府県に要請しました	平成26年2月に内閣官房の主導により、石油コンビナート等の保安に関する規制を行う消防庁、厚生労働省及び経済産業省が参加して「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議」が設置され、石油コンビナート等における事故・災害の防止に向けた対策を検討してきました。 今般、当該連絡会議では、重大事故の発生防止に向けて事業者や業界団体が取り組むべき事項、国や地方公共団体も含めた関係機関が連携して取り組む事項等について報告書を取りまとめました。
---------	---	---

<特殊災害室、広域応援室>

26.5.16	林野火災に対する空中消火の積極的な活用について	林野火災については、これまでも空中消火の積極的かつ早期の活用について通知してきたところですが、今般の乾燥気象状況下における延焼拡大の危険性等を踏まえ、都道府県管轄内の消防防災ヘリコプターだけでは対応できない場合には、より迅速に他の都道府県の消防防災ヘリコプターの応援要請を求めるとともに、自衛隊ヘリコプターの派遣要請についても時機を逸することなく要請を行う等、ヘリコプターを大量投入して、被害の拡大防止体制をより早期に確立するよう、あらためて要請ルールを明確化し、ヘリコプターによる空中消火体制について万全を期すよう各消防本部へ通知いたしました。
---------	-------------------------	---

<国民保護運用室>

26.5.13	国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施	国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練について、平成26年度は13県で実施します。
---------	-------------------------	--

<地域防災室>

26.5.21	「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」の開催	本年8月に開催される「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」における、活動事例発表団体が決まりましたので、お知らせいたします。
---------	---------------------------	---



最近の通知 (平成26年4月28日～平成26年5月26日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第226号	平成26年5月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	表示マークの商標権の設定及び虚偽又は類似の表示マークへの対応について
消防予第220号	平成26年5月21日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	ヘキサブロモシクロドデカンが第一種特定化学物質に指定された件について
消防予第213号	平成26年5月16日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「有床診療所防火対策自主チェックシステム」に係る関係行政機関との連携について
消防予第212号	平成26年5月16日	各都道府県消防防災主管部 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課長	各有床診療所に配布される「有床診療所防火対策自主チェックシステム」のユーザーID・パスワード一覧の参考送付について
消防危第131号	平成26年5月16日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成26年度危険物事故防止アクションプランの取組について
消防特第90号 消防広第117号	平成26年5月16日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長 消防庁広域応援室長	林野火災に対する空中消火の積極的な活用について
消防危第129号	平成26年5月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	マグネシウム等の水による消火が適さない物質を取り扱う事業所に係る防火対策の徹底について（通知）
消防予第206号	平成26年5月13日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	「平成26年度住宅防火防災推進シンポジウム」の開催について
消防予第177号	平成26年5月9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	多人数の居住実態がありながら防火関係規定などの建築基準法違反の疑いのある建築物における建築部局との連携の推進について
事務連絡	平成26年5月9日	各都道府県消防防災主管課	消防庁予防課	平成26年度予防技術検定受検予定者の調査について（依頼）
消防予第187号	平成26年4月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の利用促進について
消防予第183号	平成26年4月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成26年度防火対象物実態等調査の実施について（依頼）

広報テーマ

6 月		7 月	
①危険物安全週間 ②津波による被害の防止	危険物保安室 防災課	①台風に対する備え ②住民自らによる災害への備え ③石油コンビナート災害の防止 ④火遊び・花火による火災の防止 ⑤新「適マーク制度」の実施	防災課 地域防災室 特殊災害室 予防課 予防課

6月8日～14日は「危険物安全週間」

危険物保安室

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（平成26年度は6月8日（日）から6月14日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」とし、地方公共団体、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会との共催により、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進し、広く国民の方々に対して啓発活動を展開しています。

危険物安全週間期間中は、全国各地で「実施方針」に示す各種取り組みが行われます。

平成26年度危険物安全週間推進ポスター



消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会
このポスターは、消防庁安全推進課が制作しています。

モデル 森田 理香子さん（プロゴルファー）

実施方針

- (1) 危険物施設における保安体制の整備促進
 - ・保安教育による人材育成、技術の伝承
 - ・リスクに応じた適切な取組
 - ・企業全体の安全確保に向けた体制作り
 - ・地震、津波対策の推進
- (2) 危険物の保安に対する意識の啓発
 - ア 多様な機会を通じた危険物の保安に対する意識の啓発
 - イ 講演会、研修会等の開催
- (3) 危険物保安功労者の表彰
 - 危険物保安功労者表彰、優良危険物関係事業所表彰等

平成26年度「第13回危険物事故防止対策論文」

○消防庁長官賞（2編）

- 受賞者 山口県総務部
防災危機管理課産業保安班 勢登 俊明さん
論文名 「現場の声」から見た最近のコンビナート事業所の
特徴とこれからの事故防止に求められること
- 受賞者 日本エイアンドエル(株)
愛媛工場製造部 星川 道夫さん
アズビル(株)アドバンスオートメーションカンパニー
マーケティング部制御管理1グループ 高井 努さん
論文名 現場保安力強化のためのプラントアラームシス
テム再構築—気づきを高める仕組みづくり—

問い合わせ先

消防庁危険物保安室
TEL: 03-5253-7524



津波による災害の防止

防災課

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、わが国はこれまで幾多の大地震とそれに伴う巨大な津波による被害を受けてきました。今後も、南海トラフ巨大地震等による津波被害の発生が懸念されています。

では、津波による被害を防ぐためには、どうすれば良いのでしょうか。

答えは「強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には、すばやく高台や津波避難ビル、津波避難場所等へ避難する！」ことです。また、地域住民はもとより、旅行者、観光客、外国人が共通した認識を持ち、迅速かつ円滑な津波避難を行うことが重要です。

消防庁では、「防災のための図記号に関する調査検討委員会」を開催し、津波による被害軽減のため、①津波避難ビル、②津波避難場所、③津波注意の3種の図記号を津波に関する統一標識として決定しました（平成17年3月）。これらの図記号は、平成20年7月にISO化、平成21年3月にはJIS化されています。

また、東日本大震災を踏まえ、今後発生が懸念される巨大地震等に起因する津波災害に対する地方公共団体の取組を推進するため、平成24年度に「津波避難対策推進マニュアル検討会」を開催し、同検討会の報告書では、都道府県に対しては、市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針の策定、市町村においては、市町村全体の津波避難計画の策定や津波避難訓練の実施、津波ハザードマップの作成・周知などを求めています。

しかし、このような行政側の対策だけでは津波被害を

防ぐことはできません。大切なのは、行政と地域、住民が連携して津波による被害の防止に努めることです。

そのためには、いざというとき津波から円滑に避難することができるよう、住民等の参画による地域ごとの津波避難計画を策定しておくことが重要です。消防庁では上記検討会において、地域ごとの津波避難計画を検討するためのワークショップや津波避難訓練を実施し、それらの内容も同報告書に取りまとめています。

地域ごとの津波避難計画の策定は、真に自らの命を守ることに直結するものであり、住民自らが策定する心構えが大切となります。また、この津波避難計画の策定にあたっては、住民のみならず、当該地域内で活動している公共的団体、あるいは事業を営む民間企業等の協力、支援、参画を得ながら地域ぐるみで実施することが重要です。策定した計画に基づき、実践的な訓練等を繰り返し、検証を通じて、不断に見直していくことで、より実効性の高い計画が得られるとともに、避難に対する意識の向上が図られていきます。

何よりも、実際に避難行動をとる住民一人ひとりが、「自分の命は自分で守る！」といった自覚を持ち、津波避難計画の策定・見直しや計画に基づく日頃の津波避難訓練を通じて防災意識の向上を図り、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には、すぐに主体的に、適切に、高台等の安全な場所へ避難するという行動をとることが重要なのです。

津波による災害の防止

地震が発生した時は「すばやく高台等へ逃げる」ことです。

→「自分の命は自分で守る！」といった津波防災意識を高くもち住民一人ひとりが主体的に行動することが大切です。

※地震発生後、短時間で津波が沿岸部に来襲する可能性があります。



「揺れたら逃げる」



「警報を聞いたら逃げる」

津波に関する3種の図記号

津波避難ビル



津波避難場所



津波注意



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係 日野、辰巳
TEL: 03-5253-7525

危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害



森田理香子選手(リコー所属)
©コルファインダストリー

消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会

このポスターは、危険物安全週間推進協議会が制作しています。